旧 令和4年版		改定主旨・根拠
電気通信設備工事共通仕様書	電気通信設備工事共通仕様書	
令和4年版	令和5年版	
国土交通省 大臣官房 技術調査課 電気通信室	国土交通省 大臣官房 技術調査課 電気通信室	

新 旧 令和4年版 朱書き修正 改定主旨 • 根拠 電気通信設備工事共通仕様書 電気通信設備工事共通仕様書 第1編 共通編 第1編 共通編 第1章 総 則 第1章 総 則 第1節 絵 則 第1節 総 1-1-1-2 用語の定義 1-1-1-2 用語の定義 24. 電子納品 24. 電子納品 電子納品とは、電子成果品を**納品**することをいう。 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。 納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領」に基づき、原則、発 | 土木工事共通仕様 書に整合 注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うも のとする。 なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子 媒体に格納して納品するものとする。 26. 書面 26. 書面 書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて 書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて 作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とす 作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とす る。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日 る。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日 を記載し、記名(署名または押印を含む)したものも有効とする。 を記載し、記名(署名または押印を含む)したもののも有効とする。 工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。 誤記訂正 1-1-1-3 設計図書の照査等 1-1-1-3 設計図書の照査等 2. 設計図書の照査 2. 設計図書の照査 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条 第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場 第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場 合は、監督職員にその事実が確認できる資料を<del>書面により</del>提出し、確認を求 合は、監督職員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければ 土木工事共涌仕様 めなければならない。 ならない。 書に整合

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、

施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、

施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明

	旧 令和4年版	新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	改定主旨・根拠
または	は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。	または <mark>資料</mark> の追加の要求があった場合は従わなければならない。	誤記訂正
ただ	ごし、 <b>設計図書</b> の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19	ただし、 <b>設計図書</b> の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19	
条によ	:るものとし、監督職員からの <b>指示</b> によるものとする。	条によるものとし、監督職員からの <b>指示</b> によるものとする。	
1-1-1-4	施工計画書	1-1-1-4 施工計画書	
1. 一般事	<b>事項</b>	1. 一般事項	
受注	芸者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成す	受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成す	
るため	のに必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に <b>提出</b> しな	るために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に <b>提出</b> しな	
ければ	だならない。	ければならない。	
受注	者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。	受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。	
この	場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければな	この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければな	
らない	い。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追	らない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追	
記する	ものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては、監	記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては、監	
督職員	日の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。	督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。	
(1)	工事概要	(1) 工事概要	
(2)	計画工程表	(2) 計画工程表	
(3)	現場組織表	(3) 現場組織表	
(4)	指定機械	(4) 指定機械	
(5)	主要船舶・機械	(5) 主要船舶・機械	
(6)	主要資材	(6) 主要資材	
(7)	施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む。)	(7) 施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む。)	
(8)	施工管理計画	(8) 施工管理計画	
(9)	安全管理	(9) 安全管理	
(10)	緊急時の体制及び対応	(10) 緊急時の体制及び対応	
(11)	交通管理	(11) 交通管理	
(12)	環境対策	(12) 環境対策	
(13)	現場作業環境の整備	(13) 現場作業環境の整備	
(14)	再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	土木工事共通仕様
(15)	その他	(15) 法定休日・所定休日 (週休二日の導入)	書に整合
		(16) その他	

旧 令和4年版 朱書き修正 改定主旨 • 根拠 1-1-1-7 工事用地等の使用 1-1-1-7 工事用地等の使用 1. 維持•管理 1. 維持 • 管理 受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良 受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良 土木工事共通仕様 なる管理者の注意<del>により</del>維持・管理するものとする。 なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。 書に整合 2. 用地の確保 2. 用地の確保 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上 受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。こ 受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。こ の場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地(受 の場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地(受 注者の現場事務所、宿舎、駐車場)及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者 注者の現場事務所、宿舎、駐車場)及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者 土木工事共通仕様 が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の受注者が使 が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削 書に整合 用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。 等に伴う借地等をいう。 3. 第三者からの調達用地 3. 第三者からの調達用地 十木工事共涌什様 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用または買収したと 書に整合 きは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦 土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛 情または紛争が生じないように努めなければならない。 争が生じないように努めなければならない。 1-1-1-13 調査・試験に対する協力 1-1-1-13 調査・試験に対する協力 6. NFTIS 6 NFTIS 受注者は、新技術情報提供システム (NETIS) 等を利用することにより、 受注者は、新技術情報提供システム (NETIS) 等を利用することにより、 活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監 活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監 督職員に報告するものとする。 督職員に報告するものとする。 受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づきNETISに登 受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づきNETISに登 録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措 録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措 置をしなければならない。 置をしなければならない。 受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」(平成26年3 受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」(令和2年7月 土木工事共通仕様 月28日、国官総第344号、国官技第319号)、「「公共工事等における新技術活 1日、国官総第20号、国官技第41号)、「「公共工事等における新技術活用シス 書に整合 用システム」実施要領について(平成26年3月28日、国官総第345号、国官技 テム | 実施要領について | (令和4年4月1日、国官総第185号、国官技第391号、 第320号、国営施第17号、国総公第141号)」による必要な措置をとるものと 国営施第19号、国総公第252号)」による必要な措置をとるものとする。 する。 (1) 受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定 (1) 受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指 されている場合は、当該施工が完了次第、活用効果調査表を発注者へ提 定されている場合は、当該施工が完了次第、活用効果調査表を発注者へ 出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要 提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不

と判断された技術(NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は

旧 令和4年版 新 朱書き修正 改定主旨・根拠 誤記訂正 要と判断された技術(NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術) 活用効果調査表の提出を要しない。 は活用効果調査票の提出を要しない。 (2) 受注者は、施工者希望型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う (2) 受注者は、施工者選定型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場 十木工事共涌什様 書に整合 場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当 合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該 該施工が完了次第、活用効果調査表を発注者へ提出しなければならな 施工が完了次第、活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。 ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS い。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術 (NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術) は活用効果調査表 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の提出を の提出を要しない。 要しない。 1-1-1-14 工事の一時中止 1-1-1-14 工事の一時中止 2. 発注者の中止権 2. 発注者の中止権 発注者は、受注者が契約図書に違反しまたは監督職員の指示に従わない場 発注者は、受注者が**契約図書**に違反しまたは監督職員の**指示**に従わない場 合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、 合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、 工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。 土木工事共通仕様 工事の全部または一部の施工について一時中止を命ずることができる<del>れの</del> 書に整合 上する。 1-1-1-19 建設副産物 1-1-1-19 建設副産物 4. 再生資源利用計画 4. 再生資源利用計画 土木工事共通仕様 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、 書に整合 アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生 アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再 資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならな 生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出 しなければならない。 V) 土木工事共通仕様 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場 書に整合 所に掲げなければならない。 5. 再生資源利用促進計画 5. 再牛資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、 建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場 建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場 合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め 合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にそ 土木工事共涌仕様 書に整合 監督職員に提出しなければならない。 の写しを添付して監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やす い場所に掲げなければならない。

旧 令和4年版 新 朱書き修正 改定主旨 • 根拠 1-1-1-21 工事完成検査 1-1-1-21 工事完成検査 1. 工事完成通知書の提出 1. 工事完成通知書の提出 受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員を通 土木工事共通仕様 受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提 書に整合 出しなければならない。 じて発注者に提出しなければならない。 3. 検査日の通知 3. 検査日の通知 発注者は、工事検査に先立って、受注者に対して検査日を通知するものと 発注者は、工事完成検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検 香日を**通知**するものとする。 する。 4. 検査内容 4. 検査内容 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契 約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。 約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等 (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等 (3) 调休二日の履行状況 1-1-1-24 施工管理 1-1-1-24 施工管理 3. 標示板の設置 3. 標示板の設置 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い 土木工事共通仕様 場所に、工事名、工期、発注者名、受注者名及び工事内容等を記載した標示 場所に、工事目的、工期、発注者名及び施工者名を記載した標示板を設置し、 書に整合 板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただ 工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の し、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することがで 設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。 きる。 なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載 なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載 するものとし、図1-1-2を参考とする。 するものとし、図1-1-2を参考とする。 また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標 また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標 示施設等の設置基準について(昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通 示施設等の設置基準について(昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通 達、最新改正平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第206号 道路局路 達、最新改正平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第205号 道路局 政課長、国道・防災課長通達)、河川工事等の工事看板の取扱いについて(令 路政課長、国道・防災課長通達)、河川工事等の工事看板の取扱いについて 和2年2月21日付け 国水環第115号・国水治第135号・国水保第103号・国水海 (令和3年5月27日付け 国水環第26号・国水治第22号・国水保第8号・国水 海第10号 水管理·国土保全局河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室 第82号 水管理·国土保全局 河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室 長通達)によるものとする。 長通達)によるものとする。

	旧 令和4年版	新	朱書き修正	改定主旨・根拠
		ばならない。 なお、週休二日は、月単位	組み、その実施内容を監督職員に報告しなけれて4週8休以上の現場閉所または、技術者及で4週8休以上の休日を確保し実施に努めなけれ	以降項番繰り下がり
I-1-31 環境対策 6. 排出ガス対策型建設機械 表1-1-2 トン <sup>2</sup>	トルエ事用排出ガス対策型建設機械	1-1-1-32 環境対策 6. 排出ガス対策型建設機械	・ルエ事用排出ガス対策型建設機械	
機種	備考	後種	備考	
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン (エンジン出力30kW以上~260kW以下)を 搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排 出ガス基準が定められている自動車の種 別で、有効な自動車検査証の交付を受け ているものは除く。	トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサー	ディーゼルエンジン (エンジン出力30kW以上260kW以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	土木工事共通仕様書に整合
官通達、昭和62年3月30日改 計図書で使用を義務付けてい	成 騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術を 正)によって低騒音型・低振動型建設機械を いる場合には、低騒音型・低振動型建設機械を 首告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定を	受注者は、建設工事に伴う 官通達、昭和62年3月30日改 計 <b>図書</b> で使用を義務付けてい	成 騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参享 正)によって低騒音型・低振動型建設機械を いる場合には、低騒音型・低振動型建設機械の打 では、低騒音型・低振動型建設機械の打	设旨

た建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等によ り一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種ま たは対策をもって協議することができる。

#### 9. 特定調達品目

受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の 使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関 する法律(令和3年5月改正 法律第36号、「グリーン購入法」という。)第2条

## 9. 特定調達品目

たは対策をもって協議することができる。

受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の 使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関 する法律(令和3年5月改正 法律第36号、「グリーン購入法」という。)第2条

り一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種ま

电风巡旧欧洲工学人		
旧 令和4年版	新、朱書き修正	改定主旨・根拠
に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。	に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。	
(2) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針	(2) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針に	
における公共工事の配慮事項 <del>(資材(材料及び機材を含む)の梱包及び</del>	おける公共工事の配慮事項に留意すること。	土木工事共通仕様
容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷	-	書に整合
<u>軽減に配慮されていること)</u> に留意すること。		
1-1-1-33 交通安全管理	1-1-1-34 交通安全管理	
14. 通行許可	14. 通行許可 <mark>等</mark>	土木工事共通仕様書に整合
受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成31年3月	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和3年7月改	音(C 鑑 口
改正 政令第41号) 第3条における一般的制限値を超える車両を通行させると	正政令第198号) 第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるとき	
きは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければ	は、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく	
ならない。また、道路交通法施行令(令和3年6月改正 政令第172号)第22条	<b>通行可能経路の回答</b> を得ていることを <b>確認</b> しなければならない。また、道路	
における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交	交通法施行令( <del>令和4年1月改正 政令第16号</del> )第22条における制限を超えて	
通法(令和2年6月改正 法律第52号)第57条に基づく許可を得ていることを	建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和4年4月改正	
確認しなければならない。	<del>法律第32号</del> )第57条に基づく許可を得ていることを <b>確認</b> しなければならな	
	Vio	
1-1-1-35   諸法令の遵守	1-1-1-36 諸法令の遵守	
受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図ると	受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図ると	
ともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。	ともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。	
なお、主な法令は、以下に示すとおりである。	なお、主な法令は、以下に示すとおりである。	
(1) 会計法 (令和元年5月改正 法律第16号)	(1) 会計法 (令和元年5月改正 法律第16号)	
(2) 建設業法 (令和3年5月改正 法律第48号)	(2) 建設業法 (令和3年5月改正 法律第48号)	
(3) 下請代金支払遅延等防止法 (平成21年6月改正 法律第51号)	(3) 下請代金支払遅延等防止法 (平成21年6月改正 法律第51号)	
(4) 労働基準法 (令和2年3月改正 法律第14号)	(4) 労働基準法 (令和2年3月改正 法律第14号)	
(5) 労働安全衛生法 (令和元年6月改正 法律第37号)	(5) 労働安全衛生法 (令和元年6月改正 法律第37号)	
(6) 作業環境測定法 (令和元年6月改正 法律第37号)	(6) 作業環境測定法 (令和元年6月改正 法律第37号)	
(7) じん肺法 (平成30年7月改正 法律第71号)	(7) じん肺法 (平成30年7月改正 法律第71号)	土木工事共通仕様
(8) 雇用保険法 (令和3年6月改正 法律第58号)	(8) 雇用保険法 (令和4年3月改正 法律第12号)	書に整合
(9) 労働者災害補償保険法 (令和2年6月改正 法律第40号)	(9) 労働者災害補償保険法 (令和2年6月改正 法律第40号)	
(10) 健康保険法 (令和3年6月改正 法律第66号)	(10) 健康保険法 (令和3年6月改正 法律第66号)	

	旧 令和	4年版			新	朱書き修正		改定主旨・根拠
(11)	中小企業退職金共済法	(令和2年6月改正	法律第40号)	(11)	中小企業退職金共済法	(令和2年6月改正	法律第40号)	諸法令の改定に伴
(12)	建設労働者の雇用の改善等に	関する法律		(12)	建設労働者の雇用の改善等に	.関する法律		う変更
		(令和2年3月改正	法律第14号)			(令和4年3月改正	法律第12号)	
(13)	出入国管理及び難民認定法	(令和3年6月改正	法律第69号)	(13)	出入国管理及び難民認定法	(令和3年6月改正	法律第69号)	
(14)	道路法	(令和3年3月改正	法律第9号)	(14)	道路法	(令和3年3月改正	法律第9号)	
(15)	道路交通法	(令和2年6月改正	法律第36号)	(15)	道路交通法	(令和4年4月改正	法律第32号)	
(16)	道路運送法	(令和2年3月改正	法律第5号)	(16)	道路運送法	(令和2年3月改正	法律第5号)	
(17)	道路運送車両法	(令和3年5月改正	法律第37号)	(17)	道路運送車両法	(令和4年3月改正	法律第4号)	
(18)	砂防法	(平成25年11月改正	法律第76号)	(18)	砂防法	(平成25年11月改正	法律第76号)	
(19)	地すべり等防止法	(平成29年6月改正	法律第45号)	(19)	地すべり等防止法	(平成29年6月改正	法律第45号)	
(20)	河川法	(令和3年5月改正	法律第31号)	(20)	河川法	(令和3年5月改正	法律第31号)	
(21)	海岸法	(平成30年12月改正	法律第95号)	(21)	海岸法	(令和4年3月改正	法律第7号)	
(22)	港湾法	(令和2年6月改正	法律第49号)	(22)	港湾法	(令和2年6月改正	法律第49号)	
(23)	港則法	(令和3年6月改正	法律第53号)	(23)	港則法	(令和3年6月改正	法律第53号)	
(24)	漁港漁場整備法	(平成30年12月改正	法律第95号)	(24)	漁港漁場整備法	(平成30年12月改正	法律第95号)	
(25)	下水道法	(令和3年5月改正	法律第31号)	(25)	下水道法	(令和4年5月改正	法律第44号)	
(26)	航空法	(令和3年6月改正	法律第65号)	(26)	航空法	(令和4年6月改正	法律第62号)	
(27)	公有水面埋立法	(平成26年6月改正	法律第51号)	(27)	公有水面埋立法	(平成26年6月改正	法律第51号)	
(28)	軌道法	(令和2年6月改正	法律第41号)	(28)	軌道法	(令和2年6月改正	法律第41号)	
(29)	森林法	(令和2年6月改正	法律第41号)	(29)	森林法	(令和2年6月改正	法律第41号)	
(30)	環境基本法	(令和3年5月改正	法律第36号)	(30)	環境基本法	(令和3年5月改正	法律第36号)	
(31)	火薬類取締法	(令和元年6月改正	法律第37号)	(31)	火薬類取締法	(令和元年6月改正	法律第37号)	
(32)	大気汚染防止法	(令和2年6月改正	法律第39号)	(32)	大気汚染防止法	(令和2年6月改正	法律第39号)	
(33)	騒音規制法	(平成26年6月改正	法律第72号)	(33)	騒音規制法	(平成26年6月改正	法律第72号)	
(34)	水質汚濁防止法	(平成29年6月改正	法律第45号)	(34)	水質汚濁防止法	(平成29年6月改正	法律第45号)	
(35)	湖沼水質保全特別措置法	(平成26年6月改正	法律第72号)	(35)	湖沼水質保全特別措置法	(平成26年6月改正	法律第72号)	
(36)	振動規制法	(平成26年6月改正	法律第72号)	(36)	振動規制法	(平成26年6月改正	法律第72号)	
(37)	廃棄物の処理及び清掃に関す	る法律		(37)	廃棄物の処理及び清掃に関す	る法律		
		(令和元年6月改正	法律第37号)			(令和元年6月改正	法律第37号)	
(38)	文化財保護法	(令和3年4月改正	法律第22号)	(38)	文化財保護法	(令和3年4月改正	法律第22号)	
(39)	砂利採取法	(平成27年6月改正	法律第50号)	(39)	砂利採取法	(平成27年6月改正	法律第50号)	

	旧 令和4	年版			新 朱	書き修正		改定主旨・根拠
(40)	電気事業法	(令和2年6月改正	法律第49号)	(40)	電気事業法	(令和4年6月改正	法律第74号)	
(41)	電気用品安全法	(平成26年6月改正	法律第72号)	(41)	消防法	(令和3年5月改正	法律第36号)	
(42)	電気工事士法	(平成26年6月改正	法律第72号)	(42)	測量法	(令和元年6月改正	法律第37号)	
(43)	消防法	(令和3年5月改正	法律第36号)	(43)	建築基準法	(令和4年5月改正	法律第55号)	
(44)	測量法	(令和元年6月改正	法律第37号)	(44)	都市公園法	(平成29年5月改正	法律第26号)	
(45)	建築基準法	(令和3年5月改正	法律第44号)	(45)	建設工事に係る資材の再資源化	等に関する法律		
(46)	都市公園法	(平成29年5月改正	法律第26号)			(令和3年5月改正	法律第37号)	
(47)	建設工事に係る資材の再資源化	2等に関する法律		(46)	土壤汚染対策法	(平成29年6月改正	法律第45号)	
		(令和3年5月改正	法律第37号)	(47)	駐車場法	(平成29年5月改正	法律第26号)	
(48)	土壤汚染対策法	(平成29年6月改正	法律第45号)	(48)	海上交通安全法	(令和3年6月改正	法律第53号)	
(49)	駐車場法	(平成29年5月改正	法律第26号)	(49)	海上衝突予防法	(平成15年6月改正	法律第63号)	
(50)	電波法	(令和3年3月改正	法律第19号)	(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止	に関する法律		
(51)	有線電気通信法	(平成27年5月改正	法律第26号)			(令和3年5月改正	法律第43号)	
(52)	電気通信事業法	(令和2年5月改正	法律第30号)	(51)	船員法	(令和3年6月改正	法律第75号)	
(53)	放送法	(令和元年6月改正	法律第23号)	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法	(平成30年6月改正	法律第59号)	
(54)	海上交通安全法	(令和3年6月改正	法律第53号)	(53)	船舶安全法	(令和3年5月改正	法律第43号)	
(55)	海上衝突予防法	(平成15年6月改正	法律第63号)	(54)	自然環境保全法	(平成31年4月改正	法律第20号)	
(56)	海洋汚染等及び海上災害の防止	上に関する法律		(55)	自然公園法	(令和3年5月改正	法律第29号)	
		(令和3年5月改正	法律第43号)	(56)	公共工事の入札及び契約の適正	化の促進に関する法	律	
(57)	船員法	(令和3年6月改正	法律第75号)			(令和3年5月改正	法律第37号)	
(58)	船舶職員及び小型船舶操縦者流	法 (平成30年6月d	女正 法律第59号)	(57)	国等による環境物品等の調達の	推進等に関する法律		
(59)	船舶安全法	(令和3年5月改正	法律第43号)			(令和3年5月改正	法律第36号)	
(60)	自然環境保全法	(平成31年4月改正	法律第20号)	(58)	河川法施行法抄	(平成11年12月改正	法律第160号)	
(61)	自然公園法	(令和3年5月改正	法律第29号)	(59)	技術士法	(令和元年6月改正	法律第37号)	
(62)	公共工事の入札及び契約の適宜	<b>三化の促進に関する</b> 液	<b></b>	(60)	漁業法	(令和3年5月改正	法律第47号)	
		(令和3年5月改正	法律第37号)	(61)	空港法	(令和4年6月改正	法律第62号)	
(63)	国等による環境物品等の調達の	)推進等に関する法律	<b>性</b>	(62)	計量法	(平成26年6月改正	法律第69号)	
		(令和3年5月改正	法律第36号)	(63)	厚生年金保険法	(令和3年6月改正	法律第66号)	
(64)	河川法施行法 抄	(平成11年12月改正	法律第160号)	(64)	航路標識法	(令和3年6月改正	法律第53号)	
(65)	技術士法	(令和元年6月改正	法律第37号)	(65)	資源の有効な利用の促進に関す	る法律		
(66)	漁業法	(令和3年5月改正	法律第47号)			(令和4年5月改正	法律第46号)	

	旧 令和4	年版			新朱	書き修正		改定主旨・根拠
(67)	空港法	(令和元年6月改正 法征	律第37号)	(66)	最低賃金法	(平成24年4月改正	法律第27号)	
(68)	計量法	(平成26年6月改正 法征	律第69号)	(67)	職業安定法	(令和4年3月改正	法律第12号)	
(69)	厚生年金保険法	(令和3年6月改正 法征	律第66号)	(68)	所得税法	(令和4年6月改正	法律第71号)	
(70)	航路標識法	(令和3年6月改正 法征	律第53号)	(69)	水産資源保護法	(平成30年12月改正	法律第95号)	
(71)	資源の有効な利用の促進に関す	する法律		(70)	船員保険法	(令和3年6月改正	法律第66号)	
		(平成26年6月改正 法征	律第69号)	(71)	著作権法	(令和3年6月改正	法律第52号)	
(72)	最低賃金法	(平成24年4月改正 法征	律第27号)	(72)	電波法	(令和4年6月改正	法律第70号)	
(73)	職業安定法	(令和元年6月改正 法征	律第37号)	(78)	土砂等を運搬する大型自動車に	こよる交通事故の		
(74)	所得税法	(令和3年5月改正 法征	律第37号)		防止等に関する特別措置法	(令和4年4月改正	法律第32号)	
(75)	水産資源保護法	(平成30年12月改正 法征	律第95号)	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関	する法律		
(76)	船員保険法	(令和3年6月改正 法征	律第66号)			(令和4年3月改正	法律第12号)	
(77)	著作権法	(令和3年6月改正 法征	律第52号)	(75)	農薬取締法	(令和元年12月改正	法律第62号)	
(78)	土砂等を運搬する大型自動車に	こよる交通事故の		(76)	毒物及び劇物取締法	(平成30年6月改正	法律第66号)	
	防止等に関する特別措置法	(令和2年6月改正 法征	律第42号)	(77)	特定特殊自動車排出ガスの規制	等に関する法律		
(79)	労働保険の保険料の徴収等に	関する法律				(平成29年5月改正	法律第41号)	
		(令和3年6月改正 法征	律第58号)	(78)	公共工事の品質確保の促進に関	する法律		
(80)	農薬取締法	(令和元年12月改正 法征	律第62号)			(令和元年6月改正	法律第35号)	
(81)	毒物及び劇物取締法	(平成30年6月改正 法征	律第66号)	(79)	警備業法	(令和元年6月改正	法律第37号)	
(82)	特定特殊自動車排出ガスの規制	制等に関する法律		(80)	個人情報の保護に関する法律	(令和4年5月改正	法律第54号)	法律名の修正
		(平成29年5月改正 法征	律第41号)	(81)	高齢者、障害者等の移動等の円	]滑化の促進に関する	法律	
(83)	公共工事の品質確保の促進に	関する法律				(令和2年6月改正	法律第42号)	
		(令和元年6月改正 法征	律第35号)	(82)	電気用品安全法	(平成26年6月改正	法律第72号)	
(84)	警備業法	(令和元年6月改正 法征	律第37号)	(83)	電気工事士法	(平成26年6月改正	法律第72号)	
(85)	行政機関の保有する個人情報の	の保護に関する法律		(84)	有線電気通信法	(平成27年5月改正	法律第26号)	
		(令和3年5月改正 法律	津第37号)	(85)	電気通信事業法	(令和2年5月改正	法律第30号)	
(86)	高齢者、障害者等の移動等の同	円滑化の促進に関する法	律	(86)	放送法 (令和元年6月改正	法律第23号)		
		(令和2年6月改正 法征	律第42号)					
1-1-1-38	工事測量			1-1-1-39	工事測量			
3. 仮設標	<b>ミ</b> 哉			3. 仮設模	票識			フォントの修正
受注	者は、丁張、その他工事施工の	基準となる仮設標識を、	設置しなけれ	受注	E者は、丁張、その他工事施工の	基準となる仮設標識	を、設置しなけれ	

電気通信設備工事共通仕様書 新旧対照表 令和5年 3月 新 旧 令和4年版 朱書き修正 改定主旨 · 根拠 ばならない。 ばならない。 1-1-1-39 不可抗力による損害 1-1-1-40 不可抗力による損害 2. 設計図書で定めた基準 2. 設計図書で定めた基準 契約書第30条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以 契約書第30条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以 下の各号に掲げるものをいう。 下の各号に掲げるものをいう。 (5) 地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲に <sub>不要改行の削除</sub> (5) 地震、津波、豪雪に起因する場合 わたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合 周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被 害を及ぼしたと認められる場合 1-1-1-44 石綿使用の有無 土木工事共通仕様 受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿(アスベス)書に整合 ト)の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規 則に基づく一定規模以上の工事にあっては「事前調査結果の報告」を所轄労

# 第2編 器具及び材料編

# 第3章 電気通信設備工事材料

## 第1節 電線類

#### 2-3-1-1 電力用

電力用の電線類は、表2-3-1に示す規格に適合するものとする。

表2-3-1 電線類(電力用)

呼称		規格
硬銅線	JIS C 3101	電気用硬銅線
硬銅より線	JIS C 3105	硬銅より線
軟銅線	JIS C 3102	電気用軟銅線
硬アルミより線	JIS C 3109	硬アルミニウムより線
機器用ビニル線	JIS C 3316	電気機器用ビニル絶縁電線
軟銅より線	JCS 1226	軟銅より線
ビニル電線	JIS C 3307	600Vビニル絶縁電線 (IV)
耐熱ビニル電線	JIS C 3317	600V二種ビニル絶縁電線 (HIV)

# 第2編 器具及び材料編

働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を

## 第3章 電気通信設備工事材料

## 第1節 電線類

行わなければならない。

#### 2-3-1-1 電力用

電力用の電線類は、表2-3-1に示す規格に適合するものとする。

表2-3-1 電線類 (電力用)

呼 称		規格
硬銅線	JIS C 3101	電気用硬銅線
硬銅より線	JIS C 3105	硬銅より線
軟銅線	JIS C 3102	電気用軟銅線
硬アルミより線	JIS C 3109	硬アルミニウムより線
機器用ビニル線	JIS C 3316	電気機器用ビニル絶縁電線
軟銅より線	JCS 1226	軟銅より線
ビニル電線	JIS C 3307	600Vビニル絶縁電線 (IV)
耐熱ビニル電線	JIS C 3317	600V二種ビニル絶縁電線 (HIV)

#### (12)

	旧令	和4年版		新	朱書き修正	改定主旨・根
ポリエチレン電線	JCS 3410	600Vポリエチレン絶縁電線	ポリエチレン電線	JCS 3410	600Vポリエチレン絶縁電線	
OW電線	JIS C 3340	屋外用ビニル絶縁電線(OW)	OW電線	JIS C 3340	屋外用ビニル絶縁電線 (OW)	
DV電線	JIS C 3341	引込用ビニル絶縁電線 (DV)	DV電線	JIS C 3341	引込用ビニル絶縁電線 (DV)	
OE電線	電力用規格 C-106	6600V屋外用ポリエチレン絶縁電線 (0E)	OE電線	電力用規格 C-106	6600V屋外用ポリエチレン絶縁電線 (0E)	
OC電線	電力用規格 C-107	6600V屋外用架橋ポリエチレン 絶縁電線 (0C)	0C電線	電力用規格 C-107	6600V屋外用架橋ポリエチレン 絶縁電線 (0C)	
高圧引下線	JIS C 3609	高圧引下用絶縁電線	高圧引下線	JIS C 3609	高圧引下用絶縁電線	
ビニルケーブル	JIS C 3342	600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV)	ビニルケーブル	JIS C 3342	600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV)	
600Vポリエチレンケーブル	JIS C 3605	600Vポリエチレンケーブル (600V CV) (600V CE)	600Vポリエチレンケーブル	JIS C 3605	600Vポリエチレンケーブル (600V CV) (600V CE)	
高圧架橋ポリエチレンケーブル	JIS C 3606	高圧架橋ポリエチレンケーブル (6000V CV) (6000V CVT)	高圧架橋ポリエチレンケーブル	JIS C 3606	高圧架橋ポリエチレンケーブル ( <mark>6600</mark> V CV)( <mark>6600</mark> V CVT)	3.0 3.7 3.7 7.°
制御ケーブル	JIS C 3401	制御用ケーブル (CVV)	制御ケーブル	JIS C 3401	制御用ケーブル (CVV)	誤記訂正
制御ケーブル (遮へい付)	JCS 4258	制御用ケーブル(遮へい付)(CVV-S)	制御ケーブル (遮へい付)	JCS 4258	制御用ケーブル(遮へい付)(CVV-S)	
耐火ケーブル	「耐火電線の基準」 (改正 平成26年4月14日消防庁告示第11号)		耐火ケーブル	「耐火電線の基準」 (改正 平成26年4月14日消防庁告示第11号)		
耐熱ケーブル	「耐熱電線の基準」 (平成9年12月18日消防庁告示第11号)		耐熱ケーブル	「耐熱電線の基準」 (平成9年12月18日消防庁告示第11号)		
編組銅線	JCS1236 平編	銅線	編組銅線	JCS1236 平編銅線		
MIケーブル	電気設備の技 MIケーブ	術基準の解釈 [低圧ケーブル] 第9条3 ル規格	MIケーブル	電気設備の技術基準の解釈 [低圧ケーブル] 第9条3 MIケーブル規格		
波付鋼管がい装ケーブル	電気設備の技	術基準の解釈 [電線規格の共通事項] 第3条	波付鋼管がい装ケーブル	電気設備の技術基準の解釈[電線規格の共通事項]第3条		
CDケーブル	電気設備の技 CDケーブ	術基準の解釈 [高圧ケーブル] 第10条4 ル規格	CDケーブル	電気設備の技術基準の解釈 [高圧ケーブル] 第10条4 CDケーブル規格		
鉛被ケーブル	電気設備の技 鉛被ケー	術基準の解釈 [高圧ケーブル] 第10条2、3 ブル規格	鉛被ケーブル		術基準の解釈 [高圧ケーブル] 第10条2、3   ブル規格	
コンクリート直埋用ケーブル	JIS C 3651	ヒーテング施設の施工方法「付属書発熱線等」	コンクリート直埋用ケーブル	JIS C 3651	ヒーテング施設の施工方法「付属書発熱線等」	
ゴムキャブタイヤケーブル	JIS C 3327	600Vゴムキャブタイヤケーブル (CT) (RNCT)	ゴムキャブタイヤケーブル	JIS C 3327	600Vゴムキャブタイヤケーブル (CT) (RNCT)	
ビニルキャブタイヤケーブル	JIS C 3312	600Vビニル絶縁 ビニルキャブタイヤケーブル (VCT)	ビニルキャブタイヤケーブル	JIS C 3312	600Vビニル絶縁 ビニルキャブタイヤケーブル(VCT)	
ビニルコード	JIS C 3306	ビニルコード (VCTF)	ビニルコード	JIS C 3306	ビニルコード (VCTF)	

表2-3-3 電線類(光・情報用)

呼 称		規格
光ファイバケーブル	JIS C 6820	光ファイバ通則
光ファイバ心線	JIS C 6831	光ファイバ心線
マルチモードファイバ (GI)	JIS C 6832	石英系マルチモード
		光ファイバ素線

表2-3-3 電線類(光・情報用)

呼 称		規格
光ファイバケーブル	JIS C 6820	光ファイバ通則
光ファイバ心線	JIS C 6831	光ファイバ心線
マルチモードファイバ(GI)	JIS C 6832	石英系マルチモード
		光ファイバ素線

	電気通信設備工事共	通仕様書 新旧対照表	令和5年 3月	年 3月	
	旧 令和4年版		新 朱書き修正	改定主旨・根拠	
シングルモードファイバ  デープ形 光ファイバケーブル 光ファイバコード <mark>屋内用テープ形</mark> 光ファイバコード	JIS C 6835 石英系シングルモード 光ファイバ素線 ・石英系シングルモード (SM) ・石英系シングルモード分散 シフトファイバ素線 (DSF) ・石英系シングルモード非零分散 シフトファイバ素線 (NZ-DSF)  JIS C 6838 テープ形 光ファイバ心線  JIS C 6839 屋内用テープ形光ファイバコード  JIS C 5962 光ファイバコネクタ通則  JIS C 5970 F01形単心光ファイバコネクタ  JIS C 5973 F04形光ファイバコネクタ  JIS C 5964-13 FC-PC形光ファイバコネクタ  JIS C 5964-13 FC-PC形光ファイバコネクタ類 (F01 形)  JIS C 5964-20 LC形光ファイバコネクタ類  JIS C 5964-20 LC形光ファイバコネクタ類  JIS X 5150 構内情報配線システム クラスD以上 (Cat5e以上)  JIS X 5150 構内情報配線システム	シングルモードファイバ テープ形 光ファイバケーブル 光ファイバコード 光ファイバケーブルコネクタ F01形光ファイバコネクタ (FC) F04形光ファイバコネクタ (SC) FC-PC形光ファイバコネクタ類 SC形光ファイバコネクタ類 LC形光ファイバコネクタ類 UTPケーブル UTP (外装被覆付) ケーブル	JIS C 6835 石英系シングルモード 光ファイバ素線 ・石英系シングルモード (SM) ・石英系シングルモード分散 ・フトファイバ素線 (DSF) ・石英系シングルモード非零分散 ・フトファイバ素線 (NZ-DSF)  JIS C 6838 テープ形 光ファイバ心線  JIS C 5962 光ファイバコネクタ通則 JIS C 5970 F01形単心光ファイバコネクタ	JIS規格廃止	
あること。 なお、錆止め塗装の鋼板	<ul><li>るものとする。</li><li>止めのために、めっきまたは塗装を施したもので</li><li>気の前処理は、以下のいずれかとする。</li><li>、脱脂及びりん酸塩処理を施す。</li></ul>	ること。 なお、錆止め塗装の鋼板	よるものとする。 :めのために、めっきまたは塗装を施したものでき 返の前処理は、以下のいずれかとする。 、脱脂及びりん酸塩処理を施す。	<b>為認訂正</b>	

#### 照明器具 第7節

### 2-3-7-4 トンネル用照明器具

## 2. 構造

(5) 器具は、必要な落下防止構造を有するものとする。

2) 表面処理鋼板を用いる場合は、脱脂を施す。

2) 表面処理鋼板を用いる場合は、脱脂を施す。

#### 照明器具 第7節

#### 2-3-7-4 トンネル用照明器具

### 2. 構造

(5) 器具は、「3-4-3-4 各種設備の落下防止」に対応した構造を有するも 条文修正 のとする。

第10節 分 電 盤  2-3-10-1 一般事項  2.構造 (7) 器具類は、以下によるものとする。 4) 電磁接触器は、JIS C 8201-4-1 (低圧開閉装置及び制御装置―第4	第10節 分 電 盤  2-3-10-1 一般事項  2.構造 (7)器具類は、以下によるものとする。 4) 電磁接触器は、JIS C 8201-4-1 (低圧開閉装置及び制御装置一第4-	
<ul> <li>2. 構造 <ul> <li>(7) 器具類は、以下によるものとする。</li> <li>4) 電磁接触器は、JIS C 8201-4-1 (低圧開閉装置及び制御装置―第4</li> </ul> </li> </ul>	<ul><li>2. 構造</li><li>(7) 器具類は、以下によるものとする。</li></ul>	
(7) 器具類は、以下によるものとする。 4) 電磁接触器は、JIS C 8201-4-1 (低圧開閉装置及び制御装置―第4	(7) 器具類は、以下によるものとする。	
	- 4) 電磁接触器は、JIS C 8201-4-1(低圧開閉装置及び制御装置—第4-	
	1部:接触器及びモータスタータ:電気機械式接触器及びモータスタ	
<ul><li>1部:接触器及びモータスタータ:電気機械式接触器及びモータスターターター</li></ul>	ータ) に適合するものとする。	JEM規格廃止
<ul> <li>8) 補助継電器として用いる電磁形の制御継電器は、JIS C 4540-1(電磁式エレメンタリ リレー-第1部:一般要求事項)、JEM 1038(交流電磁接触器)、に適合するものとする。</li> <li>10) 制御回路などに用いるヒューズは、その回路に必要な遮断容量を存するものとし、JIS C 6575-1~4(ミニチュアヒューズ-第1部~第部)、JIS C 8314(配線用筒形ヒューズ)、JIS C 8319(配線用栓用ヒューズ)、JIS C 8269-1(低電圧ヒューズ—第1部:通則)、JIS 8352(配線用ヒューズ通則)及びJEM 1293(低圧限流ヒューズ通則に適合するものとする。</li> </ul>	磁式エレメンタリ リレー-第1部:一般要求事項)、JIS C 8201-4-1 (低圧開閉装置及び制御装置―第4-1部:接触器及びモータスタータ: 電気機械式接触器及びモータスタータ) に適合するものとする。 10) 制御回路などに用いるヒューズは、その回路に必要な遮断容量を有するものとし、JIS C 6575 -1~4 (ミニチュアヒューズ-第1部~第4部)、JIS C 8314 (配線用筒形ヒューズ)、JIS C 8319 (配線用栓形ヒューズ)、JIS C 8269-1 (低電圧ヒューズ—第1部:通則)、JIS C	JEM規格廃止 JIS C 8201-4-1に JEM規格廃止
第3編 電気通信設備工事共通編	第3編 電気通信設備工事共通編	
第1章 総 則	第1章 総 則	
第1節 総 則	第1節 総 則	
3-1-1-4 監督職員による確認及び立会等	3-1-1-4 監督職員による確認及び立会等	
6. 段階確認     段階確認は、以下に掲げる各号に基づいて行うものとする。     (1) 受注者は、表3-1-1段階確認一覧表に示す確認時期において、段階の認を受けなければならない。     (2) 段階確認の立ち会う箇所については、電気通信設備工事監督技術表	を受けなければならない。	誤記訂正

準(案)等に記載のとおり確認の頻度が一般監督工事と重点監督工事ごとに異なる。

旧 令和4年版

- (3) 受注者は、事前に**段階確認**に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を監督職員に**提出**しなければならない。また、監督職員から**段階確認**の実施について**通知**があった場合には、受注者は、**段階確認**を受けなければならない。
- (4) 受注者は、**段階確認**に臨場するものとし、監督職員の**確認**を受けた 書面を、工事完成時までに監督職員へ**提出**しなければならない。
- (5) 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

#### 7. 段階確認の臨場

監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督職員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。

表3-1-1 段階確認一覧表 (1/5)

区分	種別	細   別	確認時期
各設備	<b></b>		
	機器製作	機器製作に関する仕様書・設 計図等の作成	機器製作仕様書・機器製作設 計図等の <b>提出</b> 時
		工場内での機器製作	機器製作後の工場内試験成 績書 <b>提出</b> 時
		機器据付に関するあと施工アンカーボルト等の選定強度計算	耐震基準による強度検討資料の照査結果の提出時
	耐震施工	あと施工アンカーボルト施工 作業手順	あと施工アンカーボルト施工についての作業手順書提出時
		耐震施工状況	あと施工アンカーボルト引 張試験成績書 <b>提出</b> 時
	総合調整	現地での単体・総合調整	各設備の単体調整及び総合 調整後の現地試験成績書 <b>提</b> 出時
共通部	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	各種設備の落下防止	壁面又は天井面の設備設置に 関するあと施工アンカーボル ト等の選定強度計算	静荷重による強度検討資料 の照査結果の <b>提出</b> 時

#### 新 朱書き修正

土木工事共通仕様書に整合

改定主旨・根拠

- (2) 受注者は、事前に**段階確認**に係わる**報告**(種別、細別、施工予定時期等)を監督職員に**提出**しなければならない。また、監督職員から**段階確認**の実施について**通知**があった場合には、受注者は、**段階確認**を受けなければならない。
- (3) 受注者は、**段階確認**に臨場するものとし、監督職員の**確認**を受けた書面を、工事完成時までに監督職員へ**提出**しなければならない。
- (4) 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

#### 7. 段階確認の臨場

監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督職員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。

表3-1-1 段階確認一覧表 (1/5)

区分	種 別	細    別	確認時期
各設備	# 共通事項		
	機器製作	機器製作に関する仕様書・設 計図等の作成	機器製作仕様書・機器製作設 計図等の <b>提出</b> 時
		工場内での機器製作	機器製作後の工場内試験成 績書 <b>提出</b> 時
		機器据付に関するあと施工アンカーボルト等の強度計算と 選定根拠	耐震基準による強度検討資料の照査結果の提出時
	耐震施工	あと施工アンカーボルト施工 作業手順	あと施工アンカーボルト施 工についての作業手順書 <b>提</b> 出時
		耐震施工状況	あと施工アンカーボルト引 張試験成績書 <b>提出</b> 時
	総合調整	現地での単体・総合調整	各設備の単体調整及び総合 調整後の現地試験成績書 <b>提</b> 出時
共通談	设備		
	各種設備の落下防止	壁面又は天井面に設置する設 備の落下防止対策に関するあ と施工アンカーボルト等の選 定強度計算	固定荷重による強度検討資 料の照査結果の <b>提出</b> 時

#### 字句の整理

字句の整理

			電気通信設備工事共	通仕様書	新旧対照表			令和5年 3月	
		旧 令和4年版					新 朱書き修正		改定主旨・根拠
器材の落下防止	関する	スは天井面の器材設置に るあと施工アンカーボル の選定強度計算	静荷重による強度検討資料 の照査結果の <b>提出</b> 時	1	器材の落下防止	関す	面又は天井面の器材設置に するあと施工アンカーボル 等の選定強度計算	固定荷重による強度検討資料の照査結果の <b>提出</b> 時	
配管・配線工		区画貫通部の耐火処理及 産貫通部の防火処理	処理作業過程	Ē	配管・配線工		く区画貫通部の耐火処理及 ト壁貫通部の <mark>防水</mark> 処理	処理作業過程	誤記訂正
通信配線工	気密等	等各種試験	試験測定時	j	通信配線工	各種	重試験	試験成績書提出時	確認時期の見直し
光ケーブル敷設工	損失測	削定等試験	試験測定時		光ケーブル敷設工	各種	<b>重</b> 試験	試験成績書提出時	
ハンドホール設置工	(土/	木工事に準ずる)			ハンドホール設置	上 (土	二木工事に準ずる)		
分電盤設置工	自立型	型分電盤の設置	設置位置墨だし時		分電盤設置工	自立	五型分電盤の設置	設置位置墨だし時	
	設置位	 [上置	設置位置墨だし時			設置		設置位置墨だし時	
引込柱設置工	(接均	<u></u> 也極・避雷器の設置につい	ては、以下接地設置工による)		引込柱設置工	(接		ては、以下接地設置工による)	
接地設置工	接地植	極の設置	床掘部埋戻し前(打込式にあっては打込作業過程)		接地設置工	接地	也極の設置	床掘部埋戻し前(打込式にあっては打込作業過程)	
以名跃巨工	接地排	 氐抗の測定	測定時		15.2000 巨工	接地		試験成績書提出時	
気設備	נינ	ЖШ Д <sup>I</sup> II	推 50 44 20	電気		<i>ו</i> יס.	が山 <i>だ</i> り	作 吃 吐 粉	
分  種	表 3-1-1	段階確認一覧表 (2/細 別	(A) 確認時期	区分電気	種 設備   受変電設備工	<b>表</b> 3-1-	1 段階確認一覧表 (2/ 細 別	6) 確認時期	
(特別高圧受変電 (高圧受変電設備) (低圧受変電設備) (受変電用監視制御	) )	設置位置	設置位置墨だし時		(特別高圧受変 (高圧受変電設 (低圧受変電設 (受変電用監視制	備) 備) 訓御設備)	設置位置	設置位置墨だし時	
受変電設備基礎工		(土木工事に準ずる)			受変電設備基礎	工	(土木工事に準ずる)		
電源設備工 (発電設備) (無停電電源設備) (直流電源設備) (管理用水力発電) (新エネルギー電)	設備)	設置位置	設置位置墨だし時		電源設備工 (発電設備) (無停電電源設 (直流電源設備 (管理用水力発 (新エネルギー	(記) (電設備)	設置位置)	設置位置墨だし時	
電源設備工 (新エネルギー電流	源設備)	(土木工事に準ずる)			電源設備工 (新エネルギー 《太陽光発電	電源設備	) (土木工事に準ずる)		
揚排水機場電気設 (高·低圧受変電設 (発電設備) (無停電電源設備)	3備)	(上記受変電設備工及 電源設備工を準用する)	CV.		揚排水機場電気 (高·低圧受変質 (発電設備) (無停電電源設	電設備)	(上記受変電設備工及 電源設備工を準用する)		

設置位置墨だし時

(直流電源設備)

地下駐車場電気設備工

設置位置

設置位置墨だし時

(高圧受変電設備)

(低圧受変電設備)

(無停電電源設備)

(直流電源設備)

(発電設備)

(電灯設備)

(直流電源設備)

(高圧受変電設備)

(低圧受変電設備)

(無停電電源設備)

(直流電源設備)

(発電設備)

(電灯設備)

地下駐車場電気設備工

設置位置

		旧 令和4年版		兼	新 朱書き修正		改定主旨・根拠
	(電話設備) (ラジオ再放送設備) (無線通信補助設備) (CCTV装置)			(電話設備) (ラジオ再放送設備) (無線通信補助設備) (CCTV装置)			
	地下駐車場電気設備工 (電灯設備)	点灯試験	試験時	地下駐車場電気設備工 (電灯設備)	点灯試験	試験時	
	道路照明設備工 (道路照明設備) (サービスエリア照明設備) (歩道(橋)照明設備) (視線誘導灯)	設置位置 点灯試験、照度測定	設置位置墨だし時試験、測定時	道路照明設備工 (道路照明設備) (サービスエリア照明設備) (歩道(橋)照明設備) (視線誘導灯)	設置位置 点灯試験、照度測定	設置位置墨だし時試験、測定時	
	道路照明設備工 (照明灯基礎) (視線誘導灯基礎)	(土木工事に準ずる)		道路照明設備工 (照明灯基礎) (視線誘導灯基礎)	(土木工事に準ずる)		
区分	<b>表3-1-1</b> 種 別	段階確認一覧表 (3/5) 細 別	確認時期	表3-1-1	段階確認一覧表 (3/5) 細 別	確認時期	
四万	トンネル照明設備工	設置位置	設置位置墨だし時		設置位置	設置位置墨だし時	
	(トンネル照明設備) (アンダーパス照明設備)	点灯試験、照度測定 (坑外灯は上記道路照明	試験、測定時	(トンネル照明設備) (アンダーパス照明設備)	点灯試験、照度測定 (坑外灯は上記道路照明	試験、測定時	
	(地下道照明設備) トンネル照明設備工	設備工による)		(地下道照明設備) トンネル照明設備工	設備工による)		
	(照明灯基礎)	(土木工事に準ずる)		(照明灯基礎)	(土木工事に準ずる)		
	施設照明設備工	設置位置	設置位置墨だし時	施設照明設備工	設置位置	設置位置墨だし時	
	(ダム照明設備) (河川照明設備) (公園照明設備)	点灯試験、照度測定	試験、測定時	(ダム照明設備) (河川照明設備) (公園照明設備)	点灯試験、照度測定	試験、測定時	
	共同溝附帯設備工 (共同溝引込設備) (共同溝照明設備) (共同溝排水設備) (共同溝換気設備) (共同溝標識設備)	設置位置	設置位置墨だし時	共同溝附帯設備工 (共同溝引込設備) (共同溝照明設備) (共同溝排水設備) (共同溝換気設備) (共同溝標識設備)	設置位置	設置位置墨だし時	
	共同溝附帯設備工 (共同溝照明設備)	点灯試験、照度測定	試験、測定時	共同溝附帯設備工 (共同溝照明設備)	点灯試験、照度測定	試験、測定時	
	道路融雪設備工 (高圧受変電設備)	設置位置	設置位置墨だし時	道路融雪設備工 (高圧受変電設備)	設置位置	設置位置墨だし時	
	道路融雪設備工 <del>(受変電設備基礎工)</del>	(土木工事に準ずる)		道路融雪設備工 (道路消雪ポンプ設備基礎工)	(土木工事に準ずる)		誤記訂正
	(道路消雪ポンプ設備基礎工) 道路照明維持補修工 (道路照明維持) (道路照明修繕)	点灯試験	試験時	道路照明維持補修工 (道路照明維持) (道路照明修繕) 通信設備	点灯試験	試験時	

改定主旨・根拠

	旧 令和4年版		¥	新 朱書き修正	
通信設備			多重無線通信設備工		
多重無線通信設備工 (多重無線装置) (空中線装置) (監視制御装置)	設置位置	設置位置墨だし時	(多重無線装置) (空中線装置) (監視制御装置) 衛星通信設備工	設置位置	設置位置墨だし時
衛星通信設備工 (衛星通信固定局設備) (衛星通信車載局設備) (衛星通信可搬局設備)	設置位置	設置位置墨だし時	(衛星通信政備工 (衛星通信固定局設備) (衛星通信車載局設備) (衛星通信可搬局設備)	設置位置	設置位置墨だし時

#### 表3-1-1 段階確認一覧表 (4/5)

期
庤
诗
诗
庤
庤
<b></b>
诗
诗
导
庤
庤
<b></b>
庤

### 表3-1-1 段階確認一覧表 (4/5)

区分	種	別	細	別	確	認時期
	移動体通信部 (移動体通信		設置位置		設置位	置墨だし時
	(テレメータ	增備工 '監視局装置) '中継局装置) '観測局装置)	設置位置		設置位	置墨だし時
	放流警報設備 (放流警報等 置) (放流警報中 (放流警報警	制御監視局装 「継局装置)	設置位置		設置位	置墨だし時
	ヘリコプタ映 <sup>へ</sup> (基地局装置		設置位置		設置位	置墨だし時
	電話交換設備 (自動電話交		設置位置		設置位	置墨だし時
	有線通信設備	ĬI	設置位置		設置位	置墨だし時
	道路情報表示 (道路情報表 (道路情報表	(示制御装置)	設置位置		設置位	置墨だし時
	河川情報表示 (河川情報表 (河川情報表	(示制御装置)	設置位置		設置位	置墨だし時
	放流警報表示 (放流警報表 (放流警報表	(示制御装置)	設置位置		設置位	置墨だし時
	トンネル防災 (付属設備類	設備工 操作制御装置)	設置位置		設置位	置墨だし時
	非常警報設備 (非常警報装		設置位置		設置位	置墨だし時
	ラジオ再放送 (ラジオ再放		設置位置		設置位	置墨だし時
	トンネル無為 (トンネル無		設置位置		設置位	置墨だし時

		旧 令和4年版		新朱書き修正	改定主旨・根拠
	路側通信設備工 (路側通信中央局装置 <del>設置工</del> ) (路側通信端末局装置 <del>設</del>	設置位置	設置位置墨だし時	路側通信設備工 (路側通信中央局装置) 設置位置 設置位置墨だし時 (路側通信端末局装置) 道路防災設備工	誤記訂正
	置工) 道路防災設備工 (交通遮断装置) (交通流車両観測装置)	設置位置	設置位置墨だし時	(交通遮断装置) (交通流車両観測装置) (路車間通信装置) 道路防災設備工 (土木工事に準ずる)	
	(路車間通信装置) 道路防災設備工 (交通遮断装置基礎工)	(土木工事に準ずる)		(交通遮断装置基礎工) (工术工事に平り3)	
	表3-1-1	段階確認一覧表 (5/5)		表3-1-1 段階確認一覧表 (5/5)	
区分	種別	細別	確認時期	区分 種 別 細 別 確 認 時 期	
	施設計測・監視制御設備工 (路面凍結検知装置) (積雪深計測装置) (気象観測装置) (土石流監視制御装置) (路面冠水検知装置)	設置位置	設置位置墨だし時	施設計測・監視制御設備工 (路面凍結検知装置) (積雪深計測装置) (気象観測装置) (土石流監視制御装置) (路面冠水検知装置)	
	通信鉄塔·反射板設備工 (通信用鉄塔)	組立部材の地組 (地組作業の場合)	地組作業過程	通信鉄塔・反射板設備工 組立部材の地組 (地組作業過程) (地組作業の場合) (地組作業の場合)	
	通信鉄塔·反射板設備工	部材の部分組立(地上)	組立作業過程	通信鉄塔・反射板設備工 部材の部分組立(地上) 組立作業過程	
	(反射板)	方向調整	調整作業過程	(反射板) 方向調整 調整作業過程	
	通信鉄塔·反射板設備工 (鉄塔基礎工) (反射板基礎工)	(土木工事に準ずる)	WATTINGE	通信鉄塔・反射板設備工 (鉄塔基礎工) (大木工事に準ずる) (反射板基礎工)	
雷子				電子応用設備	
표 1 /	~		 設置位置墨だし時	各種情報設備工 設置位置 設置位置墨だし時	
	ダム・堰諸量設備工 (ダム・堰諸量装置) (ダム・堰放流制御装置)	設置位置	設置位置墨だし時	ダム・堰諸量設備工       (ダム・堰諸量装置)       設置位置       設置位置墨だし時         (ダム・堰放流制御装置)       (ダム・堰放流制御装置)	
	レーダ雨量計設備工 (全国合成処理局装置) (監視制御局装置) (レーダ基地局装置)	設置位置	設置位置墨だし時	レーダ雨量計設備工 (全国合成処理局装置) (監視制御局装置) (レーダ基地局装置) (カーダ基地局装置)	
	統一河川情報システム工 (統一河川情報システム装置)	設置位置	設置位置墨だし時	統一河川情報システム工 (統一河川情報システム装置) 設置位置 設置位置墨だし時	
	道路交通情報設備工 (道路情報中枢局装置) (道路情報集中局装置)	設置位置	設置位置墨だし時	道路交通情報設備工 (道路情報中枢局装置) 設置位置 設置位置墨だし時 (道路情報集中局装置)	
	CCTV設備工 (CCTV監視制御装置) (CCTV装置)	設置位置	設置位置墨だし時	CCTV設備工   (CCTV監視制御装置)   設置位置   設置位置墨だし時     (CCTV装置)	
•	(0011女但/	設置位置		水質自動監視設備工   設置位置   設置位置墨だし時	

		旧 令和4年版	
	(水質自動監視装置) (水質自動観測装置)		
	電話応答通報設備工 (電話応答(通報)装置)	設置位置	設置位置墨だし時
その化	<u>h</u> ,		
	指定仮設工		設置完了時

※ 既設機器を同一箇所で更新する場合は段階確認のうち、設置位置の確認を対 象外とする。

#### 3-1-1-7 工事完成図書の納品

5. 電子成果品及び紙の成果品

受注者は、「電子納品等運用ガイドライン【電気通信設備工事編】」に基づ いて原則として電子成果品及び紙の成果品を作成及び納品しなければなら ない。

なお、工事管理ファイル、その他管理ファイル、施工計画書管理ファイル、 打合せ簿管理ファイル、台帳管理ファイル、設備図書管理ファイル及びそれ らのDTDファイルは、「国土交通省 CALS/EC 電子納品に関する要領・基準サ イト」(http://www.cals-ed.go.jp/cri\_dtdxml/) において公開している「電 気通信設備編に係わるDTD、XML出力例」平成28年3月を利用することとし、 関係する記載は読み替えるものとする。

## 第3章 設備の耐震基準

#### 設備の耐震据付基準 第1節

#### 3-3-1-1 耐震施工

#### 電気通信設備の据付

- (2) 機器の固定
- 1) 強度検討資料の照査

工事受注者は、発注者から示された強度検討資料の照査を実施するものと する。強度検討資料とは、諸元及び計算条件(準拠基準、外形寸法、機器質 量、設置場所、重要度区分、使用部材の許容応力度、コンクリートの設計基 準強度、据付水平力及び鉛直力、各種ボルト及び架台の検討、あと施工アン

新 朱書き修正 (水質自動観測装置) 電話応答通報設備工 設置位置 設置位置墨だし時 (電話応答(通報)装置) その他 指定仮設工 設置完了時

※ 既設機器を同一箇所で更新する場合は段階確認のうち、設置位置の確認を対 象外とする。

#### 3-1-1-7 工事完成図書の納品

5. 電子成果品及び紙の成果品

受注者は、「電子納品等運用ガイドライン【電気通信設備工事編】」に基づ いて原則として電子成果品を作成及び納品しなければならない。

なお、工事管理ファイル、その他管理ファイル、施工計画書管理ファイル、 打合わせ簿管理ファイル及びそれらのDTDファイルは、国土交通省「電子納 品に関する要領・基準/DTD・XML記入例」サイト(https://www.calsed.go.jp/cri dtdxml/) において公開している「工事完成図書等に係わる DTD、XML記入例」(R4.3)を利用することとし、関係する記載は読み替えるも のとする。

## 第3章 設備の耐震基準

#### 設備の耐震据付基準 第1節

#### 3-3-1-1 耐震施工

- (2) 機器の固定
- 1) 強度検討資料の照査

工事受注者は、発注者から示された強度検討資料の照査を実施するも「インデント修正 のとする。強度検討資料とは、諸元及び計算条件、計算結果(準拠基準、 外形寸法、機器質量、設置場所、重要度区分、使用部材の許容応力度、 コンクリートの設計基準強度、据付水平力及び鉛直力、各種ボルト及び

#### 条文修正

(電子納品等運用 ガイドライン)

改定主旨 • 根拠

条文修正

誤記訂正

改定主旨・根拠

旧 令和4年版

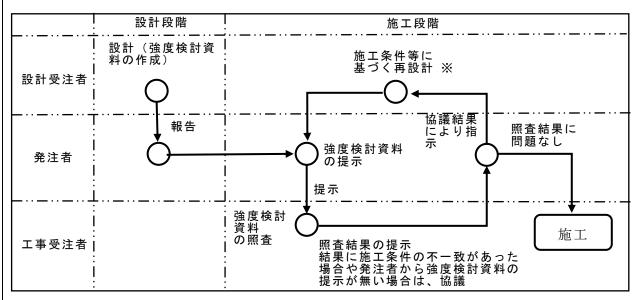
カーボルトの検討)が含まれたものをいう。屋外においては、風荷重、積雪荷重等を考慮し、地震力と風圧力のいずれが上回ることを確認しなければならない。

工事受注者が実施する強度検討資料の照査とは、諸元及び計算条件と施工 条件との乖離が無いかの確認となる。

発注者から示された強度検討資料と施工条件が一致しない場合は、監督職員と協議しなければならない。

発注者は、受注者から提出された機器製作仕様書、機器製作設計図に基づく強度検討資料を作成しなければならない。かつ、協議により受注者が強度検討資料を作成する場合は、完成図書として納品しなければならない。

図3-3-1に設計施工における役割分担の考え方を示す。



※発注者の責任により設計受注者による再設計を行うことを原則とするが、協議により 工事受注者に再設計させる場合は、金額の変更を伴う設計変更の対象とする。

図3-3-1 設計施工役割分担の考え方

#### 2) ボルト類の選定

工事受注者は、取付ボルト及び架台の選定にあたっては、強度検討資料で発注者から示された機器に作用する水平力及び鉛直力、コンクリートの許容応力度に応じ、「鋼構造許容応力度設計規準」(日本建築学会)及びJIS B 1082に基づき短期許容応力度(引張、せん断)を、あと施工

架台の検討、あと施工アンカーボルトの検討)が含まれたものをいう。 屋外においては、風荷重、積雪荷重等を考慮し、地震力と風圧力のいず れが上回ることを確認しなければならない。

朱書き修正

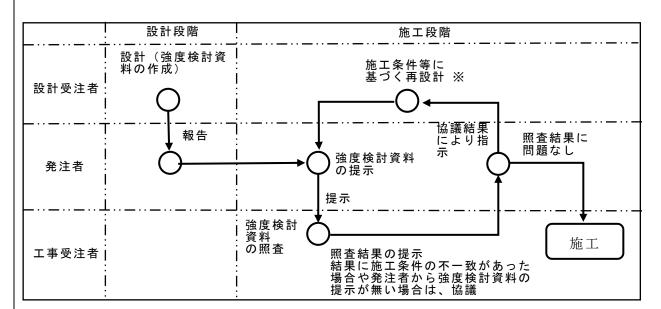
工事受注者が実施する強度検討資料の照査とは、諸元及び計算条件と 施工条件との乖離が無いかの確認となる。

発注者から示された強度検討資料と施工条件が一致しない場合は、監督職員と協議しなければならない。

発注者は、受注者から提出された機器製作仕様書、機器製作設計図に 基づく強度検討資料を作成しなければならない。かつ、協議により受注 者が強度検討資料を作成する場合は、完成図書として納品しなければな らない。

図3-3-1に設計施工における役割分担の考え方を示す。

新



※発注者の責任により設計受注者による再設計を行うことを原則とするが、協議により 工事受注者に再設計させる場合は、金額の変更を伴う設計変更の対象とする。

図3-3-1 設計施工役割分担の考え方

#### 2) ボルト類の選定

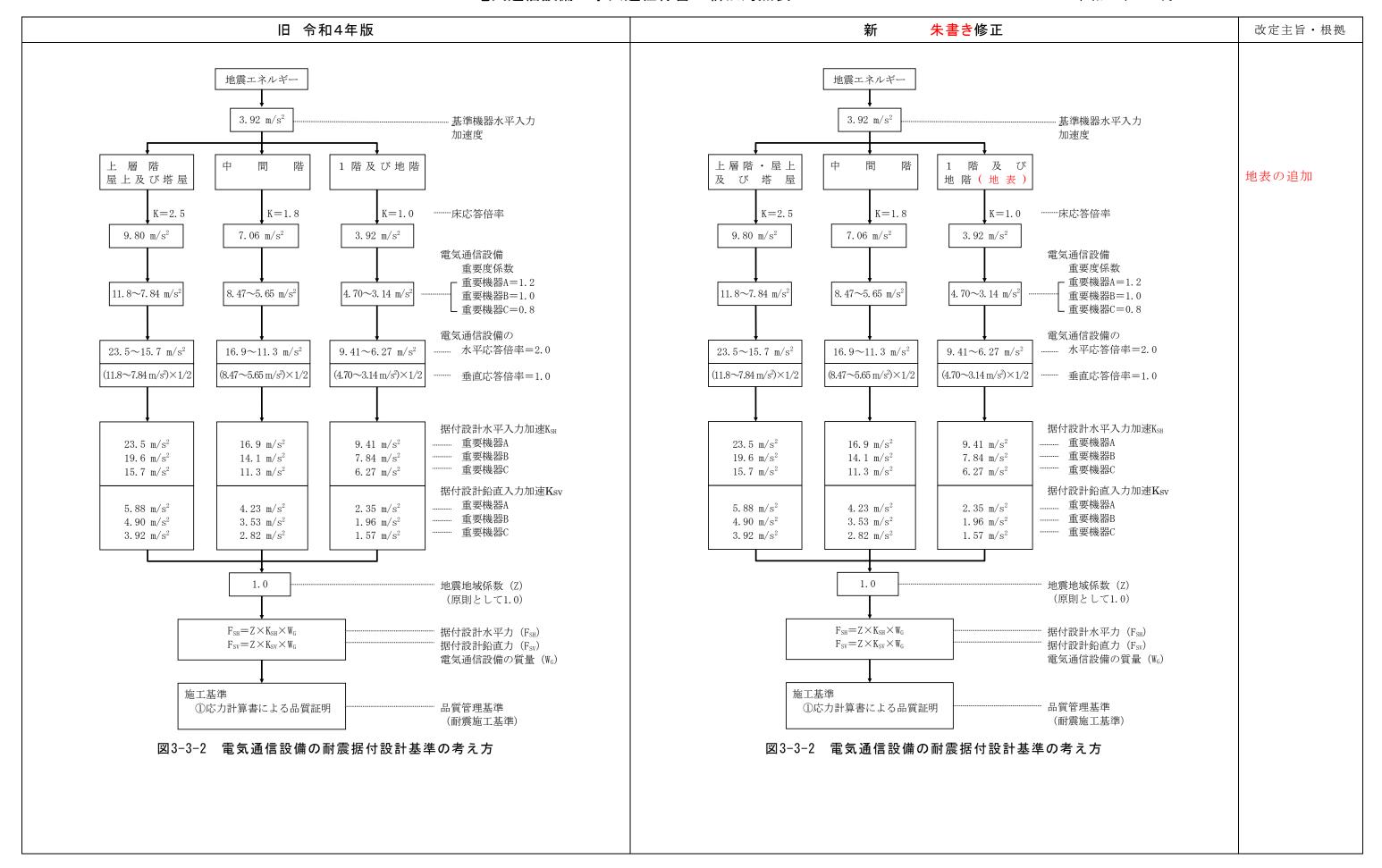
工事受注者は、取付ボルト及び架台の選定にあたっては、強度検討資料で発注者から示された機器に作用する水平力及び鉛直力、コンクリートの許容応力度に応じ、「鋼構造許容応力度設計規準」(日本建築学会)及びJIS B 1082に基づき許容応力(引張、せん断)を、あと施工アンカ

条文修正

旧 令和4年版 新 朱書き修正 改定主旨 • 根拠 アンカーボルトの選定にあたっては、「各種合成構造設計指針・同解説」 ーボルトの選定にあたっては、「各種合成構造設計指針・同解説」(日本) (日本建築学会) に基づき短期許容応力度(引張、せん断、引抜) を算 建築学会)に基づき許容応力(引張、せん断、引抜)、許容値(組合せ) 出し、適切なボルト類を選定しなければならない。 を算出し、適切なボルト類を選定しなければならない。 ※鋼構造許容応力度設計規準:許容応力度(F)、長期許容引張応力度 ※鋼構造許容応力度設計規準:許容応力度(F)、許容引張応力度(ft =F/1.5)、許容せん断応力度 (fs=F/1.5 $\sqrt{3}$ )、短期荷重に対する許 (ft=F/1.5)、長期許容せん断応力度(fs=F/1.5 $\sqrt{3}$ )、短期許容 応力度(長期荷重における許容応力度の1.5倍) 容応力度 ※ IIS B 1082: 一般用メートルねじの有効断面積 ※IIS B 1082: 一般用メートルねじの有効断面積 耐震強度計算を行う上で必要となる床等のコンクリート強度が不明な 耐震強度計算を行う上で必要となる床等のコンクリート強度が不明な 場合は、公共建築工事標準仕様書(電気通信工事編)に定めるコンクリ 場合は、公共建築工事標準仕様書(電気通信工事編)に定めるコンクリ ート強度:Fc=18N/mm2を用いることができるものとする。 ート強度:Fc=18N/mm2を用いることができるものとする。 工事受注者は、発注者から示された強度検討資料に応じた取付ボルト 工事受注者は、発注者から示された強度検討資料に応じた取付ボルト 及び架台を選定、使用しなければならない。あと施工アンカーボルト、 及び架台を選定、使用しなければならない。あと施工アンカーボルト、 アンカー筋の径は計算結果に基づくものを選定、使用するものとする。 アンカー筋の径は計算結果に基づくものを選定、使用するものとする。 また、適切な管理項目を定めたあと施工アンカーボルト施工作業手順 また、適切な管理項目を定めたあと施工アンカーボルト施工作業手順 書を提出し監督職員の確認を受けた上で、(一社)日本建築あと施工アン 書を提出し監督職員の確認を受けた上で、(一社)日本建築あと施工アン カー協会の資格区分に応じた資格所有者に施工させるとともに、強度検 カー協会の資格区分に応じた資格所有者に施工させるとともに、強度検 討資料の照査結果に基づく設計用引張荷重に等しい荷重による同協会 討資料の照査結果に基づく設計用引張荷重に等しい荷重による同協会 の施工指針に規定する試験方法により、あと施工アンカーボルトの規 の施工指針に規定する試験方法により、あと施工アンカーボルトの規 範囲追加 格、施工面(壁面、天井)、施工班、施工日毎に3%(最低3本)以上の本数 格、施工面(壁面、天井、床面)、施工班、施工日毎に3%(最低3本)以上 の非破壊引張試験を実施するものとする。 の本数の非破壊引張試験を実施するものとする。 なお、施工および非破壊引張試験を資格区分に応じた資格所有者で行 なお、施工および非破壊引張試験を資格区分に応じた資格所有者で行 えない場合は、あと施工アンカーボルト全数に対して強度検討資料の照 えない場合は、あと施工アンカーボルト全数に対して強度検討資料の照 査結果に基づく設計用引張荷重に等しい荷重により非破壊引張試験を 査結果に基づく設計用引張荷重に等しい荷重により非破壊引張試験を 実施するものとする。 実施するものとする。 条文追加 上下固定のようにアンカーボルトに引張力が作用しない場合はアン カーボルトの長期許容引張力に等しい荷重により非破壊引張試験を実 施するものとする。 ただし、表3-3-1の機器の非破壊引張試験の試験数は、第3編3-4-4-4 ただし、表3-3-1の機器の非破壊引張試験の試験数は、第3編3-4-4-4 器材の落下防止対策の規定による。 器材の落下防止対策の規定による。

	旧 令和4年版			新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
	表3-3-1 器材の落下防止を適用する機器							
	対象設備	適用する機器		対象設備	オ <b>の落下防止を適用する機器</b> ──────適用する機器			
	非常警報設備	火災検知器		非常警報設備	火災検知器			
		押ボタン式通報装置			押ボタン式通報装置			
		誘導表示板			誘導表示板			
		非常電話案内板			非常電話案内板			
		通報装置説明板			通報装置説明板			
		非常電話収納箱 (壁掛型)			非常電話収納箱 (壁掛型)			
		非常電話表示灯			非常電話表示灯			
		非常駐車帯表示灯			非常駐車帯表示灯			
		非常電話非常駐車表示灯		- 10.1. 三 41.1% = 10.1#;	非常電話非常駐車表示灯			
	ラジオ再放送設備	整合器		ラジオ再放送設備	整合器			
		分配器 終端抵抗器			分配器 終端抵抗器			
		於地位以北台			於 5hh 拉 5九 名b			
o)		* III	م المار	л.,	S-4- FF	冬五族工		
, , , , , ,	アンカーボルトの			没アンカーボルトの注	, -,	条文修正		
既設	アンカーボルトを流	紀用する場合は、全数を目視・打音・接触検査	既認	设アンカーボルトを流	流用する場合は、全数に対して目視により	り錆が		
により着	緩み等がないかを研	<b>笙認</b> し、ノギスでボルトの最小径寸法を測定し	ないカ	*を、打音・接触検査	Yにより緩み等がないかを <b>確認</b> し、ノギ	スでボ		
最小寸	法が確保できている	らことを <b>確認</b> したうえで、全数に対して強度検	ルトの	つ最小径寸法を測定	し最小寸法が確保できていることを確認	認した		
討資料	の照査結果に基づ	く設計用引張荷重に等しい荷重により非破壊	うえて	で、全数に対して強度	E検討資料の照査結果に基づく設計用引	脹荷重		
引張試験	験を実施するものと	さする。	に等し	い荷重により非破場	裏引張試験を実施するものとする。	条文追加		
ただ	し、表3-3-1の機器	の非破壊引張試験にあたっては、第3編3-4-4-	上了	「固定のようにアン」	カーボルトに引張力が作用しない場合に	· ·		
4器材の	落下防止対策の規	定による。	カーオ	ドルトの長期許容引	張力に等しい荷重により非破壊引張試験。 張力に等しい荷重により非破壊引張試験。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	験を実		
		. = · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		5ものとする。				
				-	の非破壊引張試験にあたっては、第3編3	8-4-4-		
				の落下防止対策の規				
(3) 提出	<b>主</b>		(3) 提出					
. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		ピュート ここでは、刈り、注目 炊っ 佐要で属す	, , , , = ,	. — // .	ビューファットマル 刈り 注目がったツー	<b>七加五</b> 刀		
3) 上爭安	で任者は アンガース	ドルトについては、削孔、清掃等の作業手順及	3) 上争	文任有は アンガール	ボルトについては、削孔、清掃等の作業	于順及		
び穿孔	<b>上深さ、締め付けト</b>	ルクの管理方法を記載した作業手順書を提出	び穿	孔深さ、締め付けト	ルクの管理方法を記載した作業手順書	を提出		
するも	のとする。		する	ものとする。				
ァ 'd て	) · / こ / · V o					、 条文追加		
			な	お、あと施工アンカ	ーボルト引張試験成績書は、完成図書の	として		
			納品	するものとする。				
			*****	, , - ,				
1-2 耐震排	居付設計基準		3-3-1-2 耐震					

#### 旧 令和4年版 新 朱書き修正 改定主旨・根拠 表3-3-2 建築物及び地表に設置される電気通信設備の据付設計水平(鉛直) 表3-3-2 建築物内に設置される電気通信設備の据付設計水平(鉛直) 地表の追加 入力加速度K<sub>SH</sub>、K<sub>SV</sub>(重心位置に加わる加速度) 入力加速度K<sub>SH</sub>、K<sub>SV</sub>(重心位置に加わる加速度) 単位:m/s² 単位:m/s2 重要機器A 重要機器B 重要機器C 重要機器A 重要機器B 重要機器C 水平 水平 鉛直 水平 水平 鉛直 水平 鉛直 水平 鉛直 $K_{\mathrm{SH}}$ $K_{SH}$ $K_{SV}$ $K_{\mathrm{SH}}$ $K_{SV}$ $K_{SH}$ $K_{SV}$ $K_{SV}$ $K_{SH}$ $K_{SV}$ $K_{SH}$ $K_{SV}$ 上層階屋上及び塔屋 23.5 5.88 19.6 4.90 15.7 3.92 上層階屋上及び塔屋 23.5 5.88 19.6 4.90 15.7 3.92 中間階 16.9 2.82 中間階 16.9 3.53 2.82 4.23 14.1 3.53 11.3 4.23 14.1 11.3 1階及び地階 6.27 1階及び地階(地表) 9.41 2.35 7.84 1.96 1.57 9.41 2.35 7.84 1.96 6.27 1.57 電気通信設備の水平方向応答倍率=2.0 電気通信設備の水平方向応答倍率=2.0 電気通信設備の鉛直方向応答倍率=1.0の場合 電気通信設備の鉛直方向応答倍率=1.0の場合



	电子					令和5年 3月	
	旧 令和4年版			新	朱書き修正		改定主旨・根拠
	第4章 共通設備工			第4章	共通設備工		
第2節 適用すべき	諸基準		第2節 適用すべき	諸基準			
受注者は、設計図書	において特に定めのない事項につ	いては、以下の基準	受注者は、設計図書	において特	特に定めのない事項に~	ついては、以下の基準	
類による。これにより	) 難い場合は、監督職員の <b>承諾</b> を得	鼻なければならない。	類による。これにより	難い場合に	は、監督職員の承諾を行	得なければならない。	
なお、基準類と設計	<b>図書</b> に相違がある場合は、原則と	して設計図書の規定	なお、基準類と設計	図書に相違	ながある場合は、原則と	こして設計図書の規定	
に従うものとし、疑義	養がある場合は監督職員と <b>協議</b> した	なければならない。	に従うものとし、疑義	衰がある場合	合は監督職員と協議し	なければならない。	
国土交通省	電気通信設備工事施工管理基準及	及び規格値 (案)	国土交通省	電気通信	设備工事施工管理基準	及び規格値(案)	
		(令和3年3月)				(令和5年3月)	諸法令の改定にと
国土交通省	光ファイバケーブル施工要領	(平成25年3月)	国土交通省	光ファイ	バケーブル施工要領	(平成25年3月)	もなう
国土交通省	雷害対策設計施工要領 (案)	(平成31年3月)	国土交通省	雷害対策	設計施工要領 (案)	(平成31年3月)	
経済産業省	電気設備に関する技術基準を定め	める省令	経済産業省	電気設備は	こ関する技術基準を定	める省令	
		(令和2年5月)				(令和4年10月)	
経済産業省	電気設備の技術基準の解釈	(平成30年10月)	経済産業省	電気設備の	の技術基準の解釈	(平成30年10月)	
日本建築学会	鋼構造許容応力度設計規準	(2019年10月)	日本建築学会	鋼構造許夠	容応力度設計規準	(2019年10月)	
日本建築学会	各種合成構造設計指針・同解説	(2010年11月)	日本建築学会	各種合成	構造設計指針・同解説	(2010年11月)	
建設電気技術協会	電気通信設備据付標準図集	(平成31年4月)	建設電気技術協会	電気通信	設備据付標準図集	(平成31年4月)	
建設電気技術協会	道路・トンネル照明器材仕様書	• 同解説	建設電気技術協会	道路・ト	ンネル照明器材仕様書	• 同解説	
		(平成30年版)				(平成30年版)	
第3節 一般事項			第3節 一般事項				
3-4-3-3 各種設備等の据	付		3-4-3-3 各種設備等の据	付			
1. 受注者は、各種設備	<b>情等の据付にあたっては、設計図書</b>	によるほか、以下の	1. 受注者は、各種設備	<b>青等の据付</b> に	こあたっては、設計図書	書によるほか、以下の	
事項によるものとし	、施工前に各設備の据付に関する	第3編第3章設備の耐	事項によるものとし、	施工前に各	·設備の据付に関する第	第3編第3章設備の耐震	
震基準の規定による強度検討資料の照査結果を提出し、監督職員の確認を			基準の規定による強度	<b>E検討資料</b> の	の照査結果を <b>提出</b> し、監	監督職員の <b>確認</b> を受け	
受けた上で適切に施工するものとする。			た上で適切に施工する	らものとする	<b>5</b> 。		
(1) 自立型装置及び上下固定型装置の据付			(1) 自立型装置及	び上下固定	型装置の据付		
9) 装置上部を振れ止め金具を用いて固定する場合は、十分な曲げ応力			9) 装置上部を振	れ止め金具	<b>し</b> を用いて固定する場合	合、十分な <mark>許容</mark> 曲げ応	誤記訂正
度を有する鋼材	を選定し、その取付けボルトには	十分な許容せん断力	力度を有する鋼	材を選定し	、その取付けボルトに	には十分な許容せん断	
を有するボルト	で固定するものとする。		力を有するボル	トで固定す	<sup>-</sup> るものとする。		
(3) 卓上装置等の	据付		(3) 卓上装置等の	据付			

旧 令和4年版	新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	改定主旨・根拠
1) 地震時に、卓上装置や端末設備等が水平移動または卓上から落下等	1) 地震時に、卓上装置や端末設備等が水平移動または卓上から落下等	
しないように、耐震用品等で固定するものとする。	しないように、耐震用品等で固定するものとする。	
2) 卓上に設置する場合は、移動または転倒などを防止するために耐震	2) 卓上に設置する場合は、移動または転倒などを防止するために耐震	
用品等で固定するものとし、卓の脚は、床面にアングル等で固定する	用品等で固定するものとし、卓の脚はスラブ(耐震施工がされている	施工方法の明記
ものとする。	フリーアクセスの場合はフリーアクス)に固定する。	
3-4-3-4 各種設備の落下防止	3-4-3-4 各種設備の落下防止	
1. 第三者被害の懸念を有する壁面及び天井面にあと施工アンカーボルト等	1. 設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所において、壁面及	条文修正
により設備等を設置する場合は、落下防止措置のうち2種類以上の異なる種	び天井面にあと施工アンカーボルト等により設備等を設置する場合は、落下	
類を組合せたM8以上のボルト、ナット(以下「二重落下防止の対策が施され	防止措置のうち2種類以上の異なる種類を組合せたM8以上のボルト、ナット	
たボルト、ナット」という。)を選定するものとする。	(以下「二重落下防止の対策が施されたボルト、ナット」という。)を選定す	
なお、二重ナットも落下防止措置の1種類として取り扱うものとする。ま	るものとする。	
た、ボルト部においては、目視によるボルト、ナットの緩み確認用として、	なお、二重ナットも落下防止措置の1種類として取り扱うものとする。ま	
ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング(合いマーク)	た、ボルト部においては、目視によるボルト、ナットの緩み確認用として、	
を施工するものとする。	ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング(合いマーク)	
	を施工するものとする。	
2. 第三者被害の懸念を有する以下の設備にあっては、さらにワイヤロープ等	2. 設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所に設置される以	条文修正
で接続するものとする。	下の設備にあっては、さらにワイヤロープ等で接続するものとする。	
ただし、本体構造による落下防止対策の実施が確認できるCCTV設備におい	ただし、本体構造による落下防止対策の実施が確認できるCCTV設備におい	
ては、ワイヤロープ等による対策は求めない。	ては、ワイヤロープ等による対策は求めない。	
• CCTV設備	・CCTV設備	
・トンネル照明設備	・トンネル照明設備	
• 道路照明設備	• 道路照明設備	
「第三者被害の懸念を有する」とは、設置場所が一般者の立ち入りを制限	「設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所」とは、設置場	条文修正
した場所以外を指す。	所が一般の立ち入りを制限した場所以外をいう。	条文修正
3. ワイヤロープの安全率は、破断荷重をロープにかかる静荷重の最大値で	3. ワイヤロープの安全率は、破断荷重をロープにかかる固定荷重の最大値	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
除した値とし、10倍以上とする。	で除した値とし、10倍以上とする。	
4. ワイヤロープを固定する金具、あと施工アンカーボルト等は、同様にロー		条文修正 
プにかかる静荷重の10倍以上の許容引張荷重 ( 短期荷重用) を受け止める		
耐力を有することとし、あと施工アンカーボルトにあっては、あと施工アン		
カーボルトの規格、施工面(壁面・天井)、施工班、施工日毎に3%(最低	プにかかる固定荷重の10倍を受け止める耐力を有すること。	

电外通信以偏工争六	地位後音 利山が飛衣			
旧 令和4年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠		
3本)以上の本数をあと施工アンカーボルトの許容引張荷重(短期荷重用)	あと施工アンカーボルトにあっては、あと施工アンカーボルトの規格、施			
により、非破壊引張試験を実施するものとする。	工面(壁面・天井)、施工班、施工日毎に3%(最低3本)以上の本数をあと			
	施工アンカーボルトの許容引張荷重(短期荷重用)により、非破壊引張試験			
	を実施するものとする。			
3-4-3-5 各種設備等の調整	3-4-3-5 各種設備等の調整	7 - W-T		
1. 受注者は、据付完了後、各機器の単体調整を行うとともに、施工する設備	1. 受注者は、据付完了後、各機器の単体調整を行うとともに、施工する設備	条文修正		
の機能を <del>十分</del> 満足するよう、対向調整及び総合調整を行うものと <del>し、機能、</del>	の機能を満足するよう、対向調整及び総合調整を行うものとする。			
性能を十分満足するまで行うものとする。				
2. 受注者は、設計図書によるほか、「電気通信設備工事施工管理基準及び規	2. 受注者は、設計図書によるほか、「電気通信設備工事施工管理基準及び規			
格値(案)」の各項目に基づき試験及び調整を行うものとする。	格値(案)」の各項目に基づき試験及び調整を行うものとする。	条文修正		
3. 受注者は、調整完了後、監督職員に試験及び調整した結果を試験成績書に	3. 受注者は、調整完了後、監督職員に試験及び調整した結果を記載した試験			
記載して提出し、確認を受けるものとする。	成績書を <b>提出</b> するものとする。			
第4節 共通事項	第4節 共通事項	条文修正		
		NA DE		
3-4-4-4 器材の落下防止	3-4-4-4 器材の落下防止			
1. 第三者被害の懸念を有する壁面又は天井面にあと施工アンカーボルトに	1. 設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所において、壁面又			
より器材を設置する場合は、二重落下防止の対策が施されたM8以上のあと施	は天井面にあと施工アンカーボルトにより器材を設置する場合は、二重落下			
エアンカーボルトを選定するものとする。また、ボルトナット部においては、	防止の対策が施されたM8以上のあと施工アンカーボルトを選定するものと			
目視によるボルト、ナットの緩み確認用として、ボルト、ナット、座金及び	する。また、ボルトナット部においては、目視によるボルト、ナットの緩み			
プレート部に連続したマーキング(合いマーク)を施工するものとする。	確認用として、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング			
	(合いマーク)を施工するものとする。			
2. 壁面又は天井面にあと施工アンカーボルトにより器材を設置する場合は、	2. 壁面又は天井面にあと施工アンカーボルトにより器材を設置する場合は、			
あと施工アンカーボルトの規格、施工面(壁面・天井)、施工班、施工日毎に	あと施工アンカーボルトの規格、施工面(壁面・天井)、施工班、施工日毎に			
3% (最低3本)以上の本数を静荷重の10倍、またはあと施工アンカーボルト	3% (最低3本)以上の本数を <mark>固定</mark> 荷重の10倍、またはあと施工アンカーボル			
の許容引張荷重(長期荷重用)のいずれか大きい値により、非破壊引張試験	トの許容引張荷重(長期荷重用)のいずれか大きい値により、非破壊引張試			
を実施するものとする。	験を実施するものとする。			
表 3-4-2 あと施工アンカーボルトの落下防止対策	表 3-4-2 あと施工アンカーボルトの落下防止対策	誤記訂正		
設備名	設備名 落下対策の処置 適用			

CCTV 設備

本体の固定方法

落下防止用ワイヤロー

二重落下防止

問わない

「3-4-3-4 各種

設備の落下防

「3-4-3-4 各種

設備の落下防

二重落下防止

問わない

CCTV 設備

本体の固定方法

落下防止ワイヤの固定

旧 令和4年版					
	方法		止」に適用		
トンネル照明	本体の固定方法	二重落下防止			
設備	落下防止ワイヤの固定	問わない			
	方法				
道路照明設備	本体の固定方法	貫通ボルト及び			
(ポール照明)		落下防止ワイヤ			
		による。			
	落下防止ワイヤの固定	該当なし			
	方法				
器材	器材の固定方法	二重落下防止	「3-4-4-4 器材		
			の落下防止」に		
			適用		

(二重落下防止の対策が施されたボルトナット:「二重落下防止」と略する。)

## 第5節 配管・配線工

#### 3-4-5-2 屋内露出配管

#### 1. 金属管配管

- (3) 管の接続
  - 4) ボンディングに用いる接続線は、表3-4-2に示す軟銅線を使用する。 ただし、低圧電動機に至る配管に施すボンディングの接続線は、表3-4-3でもよいものとする。

表3-4-2 ボンド線の太さ

配線用遮断器などの定格電流 (A)	ボンド線の太さ
100 以下	2.0mm 以上
225 以下	5.5mm²以上
600 以下	14.0mm²以上

#### 表3-4-3 電動機用配管のボンド線の太さ

200V級電動機	400V級電動機	ボンド線の太さ
7.5kW 以下	15kW以下	2.0mm 以上
22.0kW 以下	45kW以下	5.5mm <sup>2</sup> 以上

#### 新 朱書き修正 プの固定方法 止」に適用 トンネル照明 本体の固定方法 二重落下防止 設備 落下防止用ワイヤロー 問わない プの固定方法 道路照明設備 本体の固定方法 貫通ボルト及び落 (ポール照明) 下防止用ワイヤロ ープによる。 該当なし 落下防止用ワイヤロー プの固定方法 器材 器材の固定方法 二重落下防止 「3-4-4-4 器材 の落下防止」に 適用

(二重落下防止の対策が施されたボルトナット:「二重落下防止」と略する。)

#### 第5節 配管・配線工

#### 3-4-5-2 屋内露出配管

#### 1. 金属管配管

- (3) 管の接続
  - 4) ボンディングに用いる接続線は、表3-4-3に示す軟銅線を使用する。 ただし、低圧電動機に至る配管に施すボンディングの接続線は、表3-4-4でもよいものとする。

#### 表3-4-3 ボンド線の太さ

配線用遮断器などの定格電流 (A)	ボンド線の太さ
100 以下	2.0mm 以上
225 以下	5.5mm²以上
600 以下	14.0mm²以上

表番号繰り下がり

表番号繰り下がり

表番号繰り下がり

改定主旨・根拠

#### 表3-4-4 電動機用配管のボンド線の太さ

200V級電動機	400V級電動機	ボンド線の太さ
7.5kW 以下	15kW以下	2.0mm 以上
22.0kW 以下	45kW以下	5.5mm²以上

旧 令和4年版		新 朱書き修正		改定主旨・根拠				
37.0kW 以下	75kW以下	14.0mm²以上			37.0kW 以下	75kW以下	14.0mm <sup>2</sup> 以上	

#### 3-4-5-5 屋内配線

#### 2. 通 線

- (1) 管内配線
  - 3) 垂直に敷設する管内の電線などの支持間隔は、表3-4-4によるものとし、ボックス内で支持すること。

表3-4-4 垂直管路内の電線支持間隔

電線の太さ (mm²)	支 持 間 隔 (m)
38 以 下	30 以 下
100 以 下	25 以 下
150 以 下	20 以 下
250 以 下	15 以 下
250 超 過	12 以 下

## 第6節 配線器具設置工

#### 3-4-6-1 ダクト取付

- 3. バスダクト
  - (2) ダクトの接続
    - 4) ボンディングに用いる接続線は、表3-4-5に示す太さの軟銅線、銅帯または平編すずめっき銅線とする。

表3-4-5 ボンド線の太さ

配線用遮断器などの定格電流 (A)	ボンド線の太さ (mm²)
400 以 下	22 以上
600 以 下	38 以上
1000 以 下	60 以上
1200 以 下	100 以上

#### 3-4-6-2 ケーブルラック設置

ケーブルラック取付けは、以下によるものとする。

(7) 第三者被害の懸念を有する壁面又は天井面にあと施工アンカーボル

#### 3-4-5-5 屋内配線

#### 2. 通 線

- (1) 管内配線
- 3) 垂直に敷設する管内の電線などの支持間隔は、表3-4-5によるものとし、ボックス内で支持すること。

表3-4-5 垂直管路内の電線支持間隔

電線の太さ (mm <sup>2</sup> )	支 持 間 隔 (m)
38 以 下	30 以下
100 以 下	25 以 下
150 以 下	20 以下
250 以 下	15 以下
250 超 過	12 以 下

#### 第6節 配線器具設置工

#### 3-4-6-1 ダクト取付

- 3. バスダクト
  - (2) ダクトの接続
    - 4) ボンディングに用いる接続線は、表3-4-6に示す太さの軟銅線、銅帯または平編すずめっき銅線とする。

#### 表3-4-6 ボンド線の太さ

配線用遮断器などの定格電流 (A)	ボンド線の太さ $(mm^2)$
400 以 下	22 以上
600 以 下	38 以上
1000 以 下	60 以上
1200 以 下	100 以上

#### 3-4-6-2 ケーブルラック設置

ケーブルラック取付けは、以下によるものとする。

(7) 設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所において、

## 条文修正

表番号繰り下がり

表番号繰り下がり

表番号繰り下がり

表番号繰り下がり

	電気通信設備工事共	通仕様書	新旧対照表	令和5年 3月	
旧 令和4年版			新	朱書き修正	改定主旨・根拠
トによりケーブルラックを設置する場合にれたM8以上のあと施工アンカーボルトをデルト部においては、目視によるボルト、	選定するものとする。また、ホ		置する場合は、二重落下防止の家	カーボルトによりケーブルラックを 対策が施されたM8以上のあと施工アン 。また、ボルト部においては、目視に	<i>、</i> カ
ルト、ナット、座金及びプレート部に連続	したマーキング (合いマーク)		るボルト、ナットの緩み確認用	として、ボルト、ナット、座金及びプ	°V
を施工するものとする。			ート部に連続したマーキング(	合いマーク)を施工するものとする。	
第7節 通信配線工		第7節	通信配線工		
3-4-7-2 電線・ケーブル敷設		3-4-7-2	電線・ケーブル敷設		
2. 通信屋内配線		2. 通信	屋内配線		
(2) 配 線		(2)	配線		
1) 管内配線		-	1) 管内配線		表番号繰り下がり
管内配線は、第3編3-4-5-5 屋内配線	2項 (1) の1)~2)及び4)の規定		管内配線は、第3編3-4-5-5	屋内配線2項(1)の1)~2)及び4)の規	
によるほか、以下によるものとする。			によるほか、以下によるもの	とする。	
垂直に敷設する管路内のケーブルは	、表3-4-6に示す間隔でボック		垂直に敷設する管路内のケ	ーブルは、表3-4-7に示す間隔でボッ	ク
ス内にて支持すること。			ス内にて支持すること。		表番号繰り下がり
表3-4-6 垂直管路内のケー	ブル支持間隔		表3-4-7 垂直管影	路内のケーブル支持間隔	
種類類支	持間隔(m)		種類	支持間隔 (m)	
通信ケーブル	2.0 以下		通信ケーブル	12.0 以下	
3-4-7-3 通信架空配線		3-4-7-3	通信架空配線		表番号繰り下がり

#### 1. 一般事項

- (2) 架空電線と他の管理者の架空電線との接近または交差
  - 4) 架空電線の支持物と低高圧架空電線との離隔は、表3-4-7に掲げる 値以上とする。

表3-4-7 架空電線の支持物と低高圧架空電線との間の離隔距離 (電技解、第76条より抜粋)

架空電線の使用電圧及種別	離隔距離
低 圧	0.3m

#### 1. 一般事項

- (2) 架空電線と他の管理者の架空電線との接近または交差
  - 4) 架空電線の支持物と低高圧架空電線との離隔は、表3-4-8に掲げる 値以上とする。

表番号繰り下がり

#### 表3-4-8 架空電線の支持物と低高圧架空電線との間の離隔距離 (電技解、第76条より抜粋)

架空電線の使用電圧及種別	離隔距離
低 圧	0.3m

## (32)

	旧 令和4年版	
高圧	ケーブル	0.3m
	その他	0.6m

(3) 架空電線と低高圧架空電線との交差または接近

架空電線が、低圧または高圧の架空電線と交差しまたは接近する場合 の、架空電線と低高圧架空電線との離隔距離は、表3-4-8に掲げる値以 上とし、低高圧架空電線の上に設置してはならない。

表3-4-8 架空電線と低圧または高圧の低高圧架空電線との交差または接近 (電技解、第76条より抜粋)

		架空弱電流電線等	
架名	2電線の種類	架空弱電流電線路等の管理者の承諾を 得た場合において、架空弱電流電線等が 絶縁電線と同等以上の絶縁効力のある ものまたは通信用ケーブルであるとき	その他の 場合
低圧架空電線	高圧絶縁電線、 特別高圧絶縁電 線又はケーブル	0.15m	0.3m
	その他	0.3m	0.6m
高圧架	ケーブル	0.4m	
空電線	その他	0.8m	

#### 光ケーブル敷設工 第8節

#### 3-4-8-6 光ケーブル接続

3. 光ケーブルの測定及び試験

光ケーブル敷設後の測定及び試験は、以下の項目について行うものとす る。

- (1) 光ケーブル敷設後の測定及び試験項目
  - 4) 外観確認

光ケーブルの外観(損傷・変形のないこと)、敷設状態(無理な捻れ 等のないこと)、整理状態(整然と配置されていること)、付属器材類 が正しく取付けられていること等を確認する。

	新	朱書き修正	
高圧	ケーブル		0.3m
	その他		0.6m

(3) 架空電線と低高圧架空電線との交差または接近

架空電線が、低圧または高圧の架空電線と交差しまたは接近する場合 の、架空電線と低高圧架空電線との離隔距離は、表3-4-9に掲げる値以 上とし、低高圧架空電線の上に設置してはならない。

#### 表3-4-9 架空電線と低圧または高圧の低高圧架空電線との交差または接近 (電技解、第76条より抜粋)

		架空弱電流電線等	
架组	2電線の種類	架空弱電流電線路等の管理者の承諾を 得た場合において、架空弱電流電線等が 絶縁電線と同等以上の絶縁効力のある ものまたは通信用ケーブルであるとき	その他の 場合
低圧架 空電線	高圧絶縁電線、 特別高圧絶縁電 線又はケーブル	0.15m	0.3m
	その他	0.3m	0.6m
高圧架	ケーブル	0.4m	
空電線	その他	0.8m	

#### 光ケーブル敷設工 第8節

#### 3-4-8-6 光ケーブル接続

- 3. 光ケーブルの測定及び試験 光ケーブル敷設後の測定及び試験は、以下の項目について行うものとす る。
  - (1) 光ケーブル敷設後の測定及び試験項目
    - 4) 外観確認

光ケーブルの外観(損傷・変形のないこと)、敷設状態(無理な捻れ 等のないこと)、整理状態(整然と配置されていること)、付属器材類 が正しく取付けられていること等を確認する。

#### フォントの整合

改定主旨・根拠

表番号繰り下がり

表番号繰り下がり

#### 電気通信設備工事共通仕様書 新旧対照表 令和5年 3月 旧 令和4年版 新 朱書き修正 改定主旨 · 根拠 プルボックス設置工 第10節 プルボックス設置工 第10節 3-4-10-2 アウトレットボックス設置 3-4-10-2 アウトレットボックス設置 1. 金属管用 1. 金属管用 (4) 位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分は、表3-4-10及び表3-(4) 位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分は、表3-4-10及び表3-表番号繰り下がり 4-11に示すボックス以上のものとする。 4-11に示すボックス以上のものとする。 なお、取付け場所の状況により、同容積以上のボックスとしてもよい。 なお、取付け場所の状況により、同容積以上のボックスとしてもよい。 表3-4-9 隠ぺい配管の位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分 表3-4-10 隠ぺい配管の位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分 取付位置 配管状況 ボックスの種別 取付位置 配管状況 ボックスの種別 中形四角コンクリートボックス 中形四角コンクリートボックス (22) または(E25)以下 (22) または(E25)以下 54または八角コンクリートボッ 54または八角コンクリートボッ の配管4本以下 の配管4本以下 クス75 クス75 大形四角コンクリートボックス 大形四角コンクリートボックス 天 井 (22) または (E25) 以下 (22) または(E25)以下 54または八角コンクリートボッ 54または八角コンクリートボッ スラブ内 スラブ内 の配管5本以下 の配管5本以下 クス75 クス75 (28) または(E31)以下 大形四角コンクリートボックス (28) または(E31)以下 大形四角コンクリートボックス の配管4本以下 の配管4本以下 1個用スイッチボックスまたは 1個用スイッチボックスまたは 中形四角アウトレットボックス 連用スイッチ3個以下 中形四角アウトレットボックス 連用スイッチ3個以下 天 井 スイッチ用 スイッチ用 ス 2個用スイッチボックスまたは 2個用スイッチボックスまたは 位置ボックス 位置ボックス ラ 連用スイッチ6個以下 中形四角アウトレットボックス 連用スイッチ6個以下 中形四角アウトレットボックス ブ 連用スイッチ9個以下 連用スイッチ9個以下 以 以 3個用スイッチボックス 3個用スイッチボックス 外 外 (22) または (E25) 以下 中形四角アウトレットボックス (22) または (E25) 以下 中形四角アウトレットボックス (床 床 の配管4本以下 の配管4本以下 照明器具用、 照明器具用、 (22) または(E25) 以下 | 大形四角アウトレットボックス コンセント用 (22) または(E25) 以下 | 大形四角アウトレットボックス コンセント用 含 位置ボックス の配管5本以下 位置ボックス の配管5本以下 む む など など (28) または (E31) の配 大形四角アウトレットボックス (28) または(E31) の配 大形四角アウトレットボックス

〔備考〕 連用スイッチには、連用形のパイロットランプ、接地端子、リモコンスイッチなどを含む。

54

管4本以下

#### 表3-4-10 露出配管の位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分

|--|

54

表番号繰り下がり

#### 表3-4-11 露出配管の位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分

〔備考〕 連用スイッチには、連用形のパイロットランプ、接地端子、リモコンスイッ

管4本以下

用 途	配管状況	ボックスの種別

チなどを含む。

	旧 令和4年版			新 朱書き修	
照明器具用など の位置ボックス	(22)または(E25)以下の配 管4本以下	丸形露出ボックス (直径89mm)	照明器具用などの位置ボックス	(22) または(E25)以下の配 管4本以下	丸形露出ボックス (直径89mm)
及びジョイント ボックス	(28) または(E31)以下の配 管4本以下	丸形露出ボックス(直径100mm)	及びジョイント ボックス	(28) または(E31)以下の配 管4本以下	丸形露出ボックス(直径100mm
	連用スイッチまたは連用 コンセント3個以下	露出1個用スイッチボックス		連用スイッチまたは連用 コンセント3個以下	露出1個用スイッチボックス
スイッチ用及び コンセント用位 置ボックス	連用スイッチまたは連用 コンセント6個以下	露出2個用スイッチボックス	スイッチ用及び コンセント用位 置ボックス	連用スイッチまたは連用 コンセント6個以下	露出2個用スイッチボックス
自 が ソ ノ ハ	連用スイッチまたは連用 コンセント9個以下	露出3個用スイッチボックス		連用スイッチまたは連用 コンセント9個以下	露出3個用スイッチボックス
	イッチ及び連用コンセントには リモコンスイッチなどを含む。	、連用形のパイロットランプ、接。		イッチ及び連用コンセントには リモコンスイッチなどを含む。	、連用形のパイロットランプ、。
合成樹脂管用			2. 合成樹脂管用		
		ギュカコージュノン レギュカコナ		2年本町須には田子では里。	ギュカラージュノハーギュ

- (1) 合成樹脂管で配線に使用する位置ボックス、ジョイントボックスな | どは、本条1項の規定による。ただし、表3-4-10露配出管の位置ボック ス、ジョイントボックスの使用区分で丸形露出ボックス(直径89mm)は 直径87mmとする。
- (2) 合成樹脂製可とう管による配線に使用する位置ボックス、ジョイン トボックスなどは、第3編3-4-5-2屋内露出配管1項(1)~(3)の規定によ るほか、以下によるものとする。
  - 1) 隠ぺい配管の位置ボックス、ジョイントボックスなどの使用区分 は、表3-4-11に示すボックス以上のものとする。
  - 2) 露出配管の位置ボックス、ジョイントボックスなどの使用区分は、 表3-4-10 露出配管の位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分 に示すボックス以上のものとする。

ただし、丸形露出ボックス(直径89mm)は直径87mmとする。

3) 合成樹脂製可とう管配線からケーブル配線に移行する箇所には、 ジョイントボックスを設けるものとする。

- (1) 合成樹脂管で配線に使用する位置ボックス、ジョイントボックスな どは、本条1項の規定による。ただし、表3-4-11露配出管の位置ボック ス、ジョイントボックスの使用区分で丸形露出ボックス(直径89mm)は 直径87mmとする。
- (2) 合成樹脂製可とう管による配線に使用する位置ボックス、ジョイン トボックスなどは、第3編3-4-5-2屋内露出配管1項(1)~(3)の規定によ るほか、以下によるものとする。
  - 1) 隠ぺい配管の位置ボックス、ジョイントボックスなどの使用区分 は、表3-4-12に示すボックス以上のものとする。
  - 2) 露出配管の位置ボックス、ジョイントボックスなどの使用区分は、 表3-4-11露出配管の位置ボックス、ジョイントボックスの使用区分に 示すボックス以上のものとする。

ただし、丸形露出ボックス(直径89mm)は直径87mmとする。

表3-4-12 隠ぺい配管の位置ボックス及びジョイントボックスの使用区分

3) 合成樹脂製可とう管配線からケーブル配線に移行する箇所には、 ジョイントボックスを設けるものとする。

表番号繰り下がり

改定主旨・根拠

表番号繰り下がり

表番号繰り下がり

表番号繰り下がり

表3-4-II 隠ぺい配官の位直ホックス及ひショイントホックスの使用区分		取付位置	配管状況	ボックスの種別	
取付位置	配管状況	ボックスの種別			

旧 令和4年版						
	天井スラブ内		(16)の配管5本以下、または (22)の配管3本以下 (16)の配管6本、または(22) の配管4本	中形四角コンクリートボックス54 または八角コンクリートボックス75 大形四角コンクリートボックス54 または八角コンクリートボックス75		
	天井スラブ以外(床を含む。)	スイッチ 用位置ボ ックス	連用スイッチ3個以下	1個用スイッチボックスまたは中形 四角 アウトレットボックス44		
			連用スイッチ6個以下	2個用スイッチボックスまたは中形 四角 アウトレットボックス44		
			連用スイッチ9個以下	3個用スイッチボックス		
		照 明 お オ ン 用 し た ボ ッ ス な ど ス な く く く く く く く く く く く く く く く く く く	(16) の配管5本以また は (22) の配管3本以下	中形四角アウトレットボックス44		
			(16)の配管6本以下、または (22)の配管4本以下	大形四角アウトレットボックス44		
			(28) の配管2本以下	大形四角アウトレットボックス54		

[備考] 連用スイッチには、連用形のパイロットランプ、接地端子及びリモコンスイッチを含む。

#### 第 15 節 雷保護設備工

#### 3-4-15-1 雷保護システム(LPS)設置

#### 2. 受雷部システムの取付

- (1) 突針の取付けは、以下によるものとする。
  - 1) 突針を突針支持金物に取付けるときは、ねじ込んで接続すること。 なお、ねじ込みでない場合でも、機械的に堅固に取付け接続する。
  - 2) 突針と引下げ導線の接続は、導線を差込んでねじ止めし、ろう付けを施すものとする。
  - 3) 突針支持金物及び取付金具は、風圧に耐え得るように建造物に堅固に取付けるものとする。
- (2) 水平導体又はメッシュ導体(以下、水平導体等)を敷設する場合には、太さ38mm<sup>2</sup>以上の銅より線、t3mm×25mm以上の大きさの銅帯またはt4mm×25mm以上の大きさのアルミ帯を、約0.6m以下ごとに金物を用いて取付け、30m以下ごとに伸縮装置を設ける。

なお、水平導体等の支持及び接続部分は、異種金属接触による腐食を 起さないように行い、その接続方法は、以下によるものとする。

1) 銅帯の接続は、黄銅ろう付けまたは継手を用いた方法とする。

新 朱書き修正						
天井スラブ内		(16)の配管5本以下、または (22)の配管3本以下 (16)の配管6本、または(22) の配管4本	中形四角コンクリートボックス54 または八角コンクリートボックス75 大形四角コンクリートボックス54 または八角コンクリートボックス75			
天井スラブ以外(床を含む。)	スイッチ 用位置ボ ックス	連用スイッチ3個以下	1個用スイッチボックスまたは中形 四角 アウトレットボックス44			
		連用スイッチ6個以下	2個用スイッチボックスまたは中形 四角 アウトレットボックス44			
		連用スイッチ9個以下	3個用スイッチボックス			
	照 明 コ カ カ ル ト ボ ッ ス な ど ス な ど ス な と ろ く る ろ く ろ く ろ く ろ く ろ く ろ く ろ く ろ く ろ	(16)の配管5本以また は(22)の配管3本以下	中形四角アウトレットボックス44			
		(16)の配管6本以下、または (22)の配管4本以下	大形四角アウトレットボックス44			
		(28) の配管2本以下	大形四角アウトレットボックス54			

[備考] 連用スイッチには、連用形のパイロットランプ、接地端子及びリモコンスイッチを含む。

### 第 15 節 雷保護設備工

#### 3-4-15-1 雷保護システム(LPS)設置

#### 2. 外部雷保護システム

- (1)突針の取付けは、以下によるものとする。
  - 1) 突針を突針支持金物に取付けるときは、ねじ込んで接続すること。 なお、ねじ込みでない場合でも、機械的に堅固に取付け接続する。
  - 2) 突針と引下げ導線の接続は、導線を差込んでねじ止めし、ろう付けを施すものとする。
  - 3) 突針支持金物及び取付金具は、風圧に耐え得るように建造物に堅固に取付けるものとする。
- (2) 水平導体又はメッシュ導体(以下、水平導体等)を敷設する場合には、太さ38mm<sup>2</sup>以上の銅より線、t3mm×25mm以上の大きさの銅帯またはt4mm×25mm以上の大きさのアルミ帯を、約0.6m以下ごとに金物を用いて取付け、30m以下ごとに伸縮装置を設ける。

なお、水平導体等の支持及び接続部分は、異種金属接触による腐食を 起さないように行い、その接続方法は、以下によるものとする。

1) 銅帯の接続は、黄銅ろう付けまたは継手を用いた方法とする。

全体構成変更 雷害対策設計施工 要領(案)・同解 説との整合

改定主旨 • 根拠

電気通信設備工事共通仕様書 新旧対照表 令和5年 3月 旧 令和4年版 新 朱書き修正 改定主旨 · 根拠 2) アルミ帯の接続は、継手を用いた方法とする。 2) アルミ帯の接続は、継手を用いた方法とする。 3.接地極システムの埋設 (3) 地極システムの埋設 (1) 接地極は、地下0.75m以上の深さに埋設すること。 1) 接地極は、地下0.75m以上の深さに埋設すること。 (2) 接地極に銅板を使用する場合は、t1.5mm×900mm×900mm以上の銅板 2) 接地極に銅板を使用する場合は、t1.5mm×900mm×900mm以上の銅 とし、引下げ導線と接地極との接続は、黄銅ろう付け、銀ろう付け、テ 板とし、引下げ導線と接地極との接続は、黄銅ろう付け、テルミット ルミット法による接続または三ツ手型(銅)端子による接続とする。 法による接続とする。 なお、銅板を設置した後は、土を固く突固め地面をもとに復旧する。 なお、銅板を設置した後は、土を固く突固め地面をもとに復旧する。 (3) 1条の引下げ導線に2個以上の接地極を接続する場合は、その間隔を 3) 1条の引下げ導線に2個以上の接地極を接続する場合は、その間隔を 2m以上とし、地下0.75m以上の深さのところで、太さ22mm<sup>2</sup>以上の銅より 2m以上とし、地下0.75m以上の深さのところで、太さ22mm<sup>2</sup>以上の銅よ 線で接続する。 り線で接続する。 (4) 接地極及び埋設地線は、ガス管から1.5m以上離隔すること。 4) 接地極及び埋設地線は、ガス管から1.5m以上離隔すること。 (5) 接地抵抗低減剤を使用する場合は、監督職員の承諾を得て使用する 5) 接地抵抗低減剤を使用する場合は、監督職員の承諾を得て使用する こと。 こと。 4. 引下げ導線システムの敷設 (4) 引下げ導線システムの敷設 (1) 引下げ導線の支持は、銅または黄銅製の止め金具を使用して取付け 1) 引下げ導線の支持は、銅または黄銅製の止め金具を使用して取付け るものとする。 るものとする。 (2) 引下げ導線は、その長さが最も短くなるように施設する。 2) 引下げ導線は、その長さが最も短くなるように施設する。 なお、やむを得ない場合は、直角に曲げてもさしつかえないが、コの なお、やむを得ない場合は、直角に曲げてもさしつかえないが、コ 字形に曲げる場合には、引下げ導線の最も近接する2点間の距離が、コ の字形に曲げる場合には、引下げ導線の最も近接する2点間の距離 の字形の導線長及び保護レベルに応じた安全離隔距離((IIS A が、コの字形の導線長及び保護レベルに応じた安全離隔距離((IIS 4201(2003)3.2 外部電保護システムの絶縁)による)以上となるように A 4201(2003)3.2 外部電保護システムの絶縁)による)以上となるよ 敷設する。 うに敷設する。 (3) 引下げ導線を垂直に引下げる部分は約1mごとに、水平に敷設する部 3) 引下げ導線を垂直に引下げる部分は約1mごとに、水平に敷設する部 分は約0.6mごとに支持すること。 分は約0.6mごとに支持すること。 (4) 引下げ導線が地中に入る部分、その他導体を保護する必要のある筒 4) 引下げ導線が地中に入る部分、その他導体を保護する必要のある筒 所には、ステンレス管(非磁性のものに限る。)、合成樹脂管などを使用 所には、ステンレス管(非磁性のものに限る。)、合成樹脂管などを して地上2.5m、地下0.75mの部分を保護すること。 使用して地上2.0m、地下0.75mの部分を保護すること。 電技に整合 (5) 引下げ導線の途中接続は避け、やむを得ず接続する場合は、導線接 5) 引下げ導線の途中接続は避け、やむを得ず接続する場合は、導線接 続器を使用し、引下げ導線と接続器の接続は、ろう付けを完全に施 続器を使用し、引下げ導線と接続器の接続は、ろう付けを完全に施

すものとする。

(5) 引下げ導線と他の工作物との離隔

すものとする。

5. 引下げ導線と他の工作物との離隔

改定主旨・根拠

(1)	引下げ導線及び水平導体等は、	電力線、	通信線またはガス管から1.5m
LJ.	上離隔すること。		

旧 令和4年版

- (2) 引下げ導線及び水平導体等から、距離1.5m以下に近接する雨どい、 鉄管、鉄はしごなどの金属体は、引下げ導線に接続すること。引下げ導 線は、JIS A 4201 (建築物等の電保護) の規定に準じるものとする。
- (3) 引下げ導線及び水平導体等と前項(1)及び(2)の工作物との間に 静電的遮へい物がある場合は、前項(1)または(2)を適用しないもの とする。

### 6. 鉄骨と引下げ導線との接続

鉄骨コンクリート造りなどの建物で、引下げ導線の一部を鉄骨または鉄筋で代替する場合の引下げ導線と受雷部、鉄骨などとの接続は、以下によるものとする。

- (1) 引下げ導線を鉄骨または鉄筋に接続する場合は、銅板を黄銅ろう付けした鉄板を鉄骨または鉄筋に溶接し、それに引下げ導線を接続した接続端子を取付ける。ただし、引下げ導線を直接鉄板にテルミット溶接する場合は、この限りでない。
- (2) 鉄板の厚さは6mmとし、大きさは鉄骨に溶接する場合にあっては50mm ×100mm、鉄筋に溶接する場合は75mm幅で、主鉄筋2本に溶接可能な長さ とする。
- (3) 銅板の厚さは3mmとし、大きさは接続端子が接続できる大きさとする。
- (4) 引下げ導線を接続端子に取付ける場合は、接続端子に引下げ導線を 差込み、黄銅ねじ2本で締付けた後、はんだを充填する。
- (5) 接続端子と鉄板との接続は、9.6φの黄銅ボルト2本で行うものとする。
- (6) 溶接部が露出の場合は、接続部分に防食塗装を塗布すること。

### 3-4-15-2 外部雷保護システムの設置

避雷器等は、「電気設備の技術基準の解釈第37条(避雷器等の施設)」及び「雷害対策設計施工要領(案)」により設置する。

### 3-4-15-3 内部雷保護システムの設置

1) 引下げ導線及び水平導体等は、電力線、通信線またはガス管から 1.5m以上離隔すること。

朱書き修正

- 2) 引下げ導線及び水平導体等から、距離1.5m以下に近接する雨どい、鉄管、鉄はしごなどの金属体は、引下げ導線に接続すること。 引下げ導線は、JIS A 4201 (建築物等の雷保護)の規定に準じるものとする。
- 3) 引下げ導線及び水平導体等と前項(1)及び(2)の工作物との間に静電的遮へい物がある場合は、前項(1)または(2)を適用しないものとする。

### (6) 鉄骨と引下げ導線との接続

鉄骨コンクリート造りなどの建物で、引下げ導線の一部を鉄骨または鉄筋で代替する場合の引下げ導線と受雷部、鉄骨などとの接続は、以下によるものとする。

- 1) 引下げ導線を鉄骨または鉄筋に接続する場合は、銅板を黄銅ろう付けした鉄板を鉄骨または鉄筋に溶接し、それに引下げ導線を接続した接続端子を取付ける。ただし、引下げ導線を直接鉄板にテルミット溶接する場合は、この限りでない。
- 2) 鉄板の厚さは6mmとし、大きさは鉄骨に溶接する場合にあっては 50mm×100mm、鉄筋に溶接する場合は75mm幅で、主鉄筋2本に溶接可能 な長さとする。
- 3) 銅板の厚さは3mmとし、大きさは接続端子が接続できる大きさとする。
- 4) 引下げ導線を接続端子に取付ける場合は、接続端子に引下げ導線を 差込み、黄銅ねじ2本で締付けた後、はんだを充填する。
- 5) 接続端子と鉄板との接続は、9.6 φ の黄銅ボルト2本で行うものとする。
- 6) 溶接部が露出の場合は、接続部分に防食塗装を塗布すること。

### 3. 内部雷保護システム

避雷器等は、「電気設備の技術基準の解釈第37条(避雷器等の施設)」及び「雷害対策設計施工要領(案)」により設置するものとし、内部雷保護システムの設置にあっては次によるものとする。

電気通信設備工事共	共通仕様書 新旧対照表 令和5年 3月				
旧 令和4年版	新朱書き修正	改定主旨・根拠			
内部雷保護システムの設置にあっては次によるものとする。	(1) ボンディング導体は適切な断面積を有すること。				
(1) ボンディング用導体は適切な断面積を有すること。	(2) サージ <mark>保護</mark> デバイス (SPD) とボンディング用バーとの接続は0.5				
(2) サージプロテクトデバイス(SPD)とボンディング用導体との接続	続し m以下とすること。				
は0.5m以下とすること。					
第16節 接地設置工	第16節 接地設置工				
3-4-16-1 接地線	3-4-16-1 接地線				
接地線は、緑色または緑/黄色のビニル電線を使用し、その太さは、以下	下 接地線は、緑色または緑/黄色のビニル電線を使用し、その太さは、以下				
によるものとする。	によるものとする。				
ただし、ビニルケーブルの一心を接地線として使用する場合は、原則とし	ただし、ビニルケーブルの一心を接地線として使用する場合は、原則とし				
て緑色の心線とするが、これにより難い場合は端部に緑色の色別を施すもの					
とする。	とする。				
(2) B種接地工事は、表3-4-12によるものとする。	(2) B種接地工事は、表3-4-13によるものとする。				
(3) C種接地工事及びD種接地工事は、表3-4-13によるものとする。	(3) C種接地工事及びD種接地工事は、表3-4-14によるものとする。				
なお、表3-4-13に該当しない場合は1.6mm以上とする。	なお、表3-4- <mark>14</mark> に該当しない場合は1.6mm以上とする。				
3-4-16-3 B種接地工事の電気工作物	3-4-16-3 B種接地工事の電気工作物 表	番号繰り下がり			
表3-4-12 B種接地工事の接地線の太さ	表3-4-13 B種接地工事の接地線の太さ				
変圧器1相分	変圧器1相分				
100V級 200V級 400V級 接地線の太さ	100V級 200V級 400V級 接地線の太さ				
5kVA以下 10kVA以下 20kVA以下 5.5mm <sup>2</sup> 以上	5kVA以下 10kVA以下 20kVA以下 5.5mm <sup>2</sup> 以上				
10kVA以下 20kVA以下 40kVA以下 8mm²以上	10kVA以下 20kVA以下 40kVA以下 8mm <sup>2</sup> 以上				
20kVA以下 40kVA以下 75kVA以下 14mm²以上	20kVA以下 40kVA以下 75kVA以下 14mm <sup>2</sup> 以上 150kVA以下 150kVA以下 20kVA以下				
40kVA以下 75kVA以下 150kVA以下 22mm²以上 60kVA以下 125kVA以下 250kVA以下 38mm²以上	40kVA以下 75kVA以下 150kVA以下 22mm²以上 60kVA以下 125kVA以下 250kVA以下 38mm²以上				

60kVA以下 38mm<sup>2</sup> 以上 125kVA以下 250kVA以下 60mm<sup>2</sup> 以上 75kVA以下 150kVA以下 300kVA以下 100kVA以下 200kVA以下 400kVA以下 60mm<sup>2</sup> 以上

「変圧器1相分の容量」とは、以下の値をいう。 〔備考〕(1) なお、単相3線式は 200V級を適用する。

350kVA以下

175kVA以下

- 1) 3相変圧器の場合は、定格容量の1/3
- 2) 単相変圧器と同容量の△結線またはY結線の場合は、単相変 圧器の1台分の定格容量

700kVA以下

100mm<sup>2</sup> 以上

3) 単相変圧器と同容量のV結線の場合は、単相変圧器の1台 分の定格容量、異容量のV結線の場合は、大きい容量の単相変

175kVA以下 350kVA以下 700kVA以下 100mm<sup>2</sup> 以上 〔備考〕(1) 「変圧器1相分の容量」とは、以下の値をいう。 なお、単相3線式は 200V級を適用する。

75kVA以下

100kVA以下

1) 3相変圧器の場合は、定格容量の1/3

150kVA以下

200kVA以下

2) 単相変圧器と同容量の△結線またはY結線の場合は、単相変 圧器の1台分の定格容量

300kVA以下

400kVA以下

60mm<sup>2</sup> 以上

60mm<sup>2</sup> 以上

3) 単相変圧器と同容量のV結線の場合は、単相変圧器の1台 分の定格容量、異容量のV結線の場合は、大きい容量の単相変 表番号繰り下がり

旧 令和4年版

圧器の定格容量

4) 表3-4-12による接地線の太さが、表3-4-13により変圧器の 低圧側を保護する配線用遮断器などに基づいて選定される太 さより細い場合は、表3-4-13によるものとする。

表3-4-13 C種及びD種接地線工事の接地線の太さ

低圧電動機及で	その他のも 地(配線月	月遮断器	接地線の太さ	
200V級電動機	400V級電動機	などの定格	各電流)	
2.2kW 以下	3.7kW 以下	30 A	以下	1.6mm 以上
				2.0mm <sup>2</sup> 以上
3.7kW 以下	3.7kW 以下	50 A	以下	2.0mm 以上
				3.5mm <sup>2</sup> 以上
7.5kW 以下	18.5kW 以下	100 A	以下	2.6mm 以上
22kW 以下				5.5mm <sup>2</sup> 以上
	45kW 以下	150 A	以下	8mm²以上
37kW 以下	55kW 以下	200 A	以下	14mm <sup>2</sup> 以上
	75kW 以下	400 A	以下	22mm² 以上
		600 A	以下	38mm²以上
		800 A	以下	60mm²以上
		1,000 A	以下	60mm²以上
		1, 200 A	以下	100mm²以上

[備考] 電動機の定格出力が上表を超過するときは、配線用遮断器などの定格 電流に基づいて接地線の太さを選定する。

## 第17節 塗装工

## 3-4-17-2 塗 装

塗装は、**設計図書**に指定されている塗装のほか、以下によるものとする。

(2) 塗装は、素地ごしらえの後に行い、塗装箇所の塗装の種別、塗り回数は、表3-4-14によるものとする。

表3-4-14 各塗装箇所の塗装の種別及び塗り回数

塗 装 箇	所	塗装の種別	塗り	備考
器材	状態	型表の性別	回数	7VIII 与
金属製プルボ ックス、ダク ト	露出	調合ペイント	2	(1) 内面は除く。 (2) 配線室は、露出として扱う。
		さび止めペイント	2	(1) 塗装箇所が設計図書で指定
金属製の支持金物架台など	露出	調合ペイントまたは アルミニウムペイン ト	2	された場合に適用する。 (2) 位置ボックス類の内面は除 く。

圧器の定格容量

新

4) 表3-4-13による接地線の太さが、表3-4-14により変圧器の 低圧側を保護する配線用遮断器などに基づいて選定される太 さより細い場合は、表3-4-14によるものとする。

朱書き修正

#### 表番号繰り下がり

改定主旨・根拠

### 表3-4-14 C種及びD種接地線工事の接地線の太さ

	びその金属管な 接地	その他のものの接 地(配線用遮断器 接地	線の太さ
200V級電動機	400V級電動機	などの定格電流)	
2.2kW 以下	3.7kW 以下	30A 以下 1.6 2.0	_
3.7kW 以下	3.7kW 以下	50A 以下 2.0	mm 以上 mm²以上
7.5kW 以下	18.5kW 以下	100A 以下 2.6	mm 以上 mm²以上
22kW 以下	45kW 以下	150A 以下 8	mm <sup>2</sup> 以上
37kW 以下 ——	55kW 以下 75kW 以下		mm <sup>2</sup> 以上 mm <sup>2</sup> 以上
			mm <sup>2</sup> 以上
		- '	mm <sup>2</sup> 以上

[備考] 電動機の定格出力が上表を超過するときは、配線用遮断器などの定格 電流に基づいて接地線の太さを選定する。

# 第17節 塗装工

## 3-4-17-2 塗 装

塗装は、**設計図書**に指定されている塗装のほか、以下によるものとする。

(2) 塗装は、素地ごしらえの後に行い、塗装箇所の塗装の種別、塗り回数は、表3-4-15によるものとする。

表番号繰り下がり

表番号繰り下がり

### 表3-4-15 各塗装箇所の塗装の種別及び塗り回数

塗 装 箇	所	塗装の種別 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	塗り	
器材	状態	型表 少性 <b></b> 列	回数	WH 45
金属製プルボ ックス、ダク ト	露出	調合ペイント	2	(1) 内面は除く。 (2) 配線室は、露出として扱う。
		さび止めペイント	2	(1) 塗装箇所が設計図書で指定
金属製の支持金物架台など	露出	調合ペイントまたは アルミニウムペイン ト	2	された場合に適用する。 (2) 位置ボックス類の内面は除 く。

旧 令和4年版						改定主旨・根拠		
	隠ぺい	さび止めペイント	2		隠.	ぺい さび止めペイント	2	
金属管(金属 製位置ボック ス類を含む)	露出	調合ペイント	2	(1) 塗装箇所が <b>設計図書</b> で指定 された場合に適用する。 (2) 位置ボックス類の内面は除 く。	金属管(金属 製位置ボック 露 ス類を含む)	出 調合ペイント	(1) 塗装箇所が <b>設計図書</b> で指定 された場合に適用する。 (2) 位置ボックス類の内面は防 く。	
第18節	. –	<u>-</u>			第18節 撤 3-4-18-1 一般事耳	去		条文修正
•••		)施工に伴い生じた	現場発	: 生品などは、第1編1-1-1-18 工	,,,,,		生じた現場発生品は、第1編1-1-1-18	
		だによるほか、以下			事現場発生品の規定によるほか、設備などの撤去品の取扱いは、設計図書に			
-(1) 受剂	<del>主者は、</del>	工事の全部または	<del>一部の</del>	完成に際して、その責任と費用	よらなければならない。			
負担に	おいて、	一切の受注者の機	器、余	剰資材、残骸及び各種の仮設物				
を片付	<del>け、現場</del>	<del>B及び工事に係る部</del>	分を清	掃し、かつ、整然とした状態に				
するこ	と。たた	し、工事検査に必	要な足	<del>場、はしごなどは、監督職員の</del>				
<del>指示に</del>	従って列	<del>、置し、検査終了後</del>	撤去す	<del>- ること。</del>				
(2) 設有	量などの	撤去品の取扱いは	設計	図書によらなければならない。				

# 第4編 電気設備編 第1章 総 則

# 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、以下の基準 類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定 に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

国土交通省 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案)

(令和3年3月)

国土交通省 LED道路・トンネル照明導入ガイドライン (案)

(平成27年3月)

経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令

# 第4編 電気設備編 第1章 総 則

# 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、以下の基準 類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定 に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と**協議**しなければならない。

国土交通省 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案)

(令和5年3月)

国土交通省 LED道路・トンネル照明導入ガイドライン (案)

(平成27年3月)

経済産業省電気設備に関する技術基準を定める省令

諸法令の改定にと もなう

	旧 令和4年版		新朱書き修正					改定主旨・根拠
		(令和2年5月)					(令和4年10月)	
経済産業省	電気設備の技術基準の解釈	(平成30年10月)	経済	<b>F產業省</b>	電気設備の打	技術基準の解釈	(平成30年10月)	
日本建築学会	鋼構造許容応力度設計規準	(2019年10月)	日本	定建築学会	鋼構造許容原	芯力度設計規準	(2019年10月)	
日本建築学会	各種合成構造設計指針・同解説	(2010年11月)	日本	定建築学会	各種合成構造	造設計指針 • 同解説	(2010年11月)	
日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	(平成19年10月)	日本	道路協会	道路照明施設	設設置基準・同解説	(平成19年10月)	
建設電気技術協会	会 電気通信設備据付標準図集	(平成31年4月)	建設	<b>设電</b> 気技術協会	<b>、電気通信設</b> 化	備据付標準図集	(平成31年4月)	
	第3章 電源設備				第3章	電源設備		
第2節 発電設備	設置工		第2節	発電設備語	設置工			
4-3-2-5 配 管			4-3-2-5	配管				誤記訂正
1. 一般事項			1. 一般事	事項				
(8) 配管は、コ	ーキング修理をしてはならない。		(8) 配管は、コーキング <mark>処理</mark> をしてはならない。					
第3節 無停電電	源設備設置工		第3節	無停電電流	原設備設置こ	L		
4-3-3-4 蓄電池据付			4-3-3-4	蓄電池据付				
蓄電池の据付は、	第4編4-2-2-3 屋内(屋外)キュー	ービクル型設置の規定	蓄電	<b> 遣池の据付は、</b>	第4編4-2-2-	3 屋内(屋外)キュ	ービクル型設置の規定	
によるほか、以下に	こよるものとする。		によるほか、以下によるものとする。					正式呼称に変更
(2) 蓄電池架台	には、耐酸または耐アルカリ塗装を	を施すものとする。	(2) 蓄電池架台には、耐酸または耐アルカリ塗装を施すものとする。					
ただし、シー	ール型鉛蓄電池及びシール型ニッケ	ル・カドミウムアルカ	ただし、 <mark>制御弁式</mark> 鉛蓄電池及びシール型ニッケル・カドミウムアルカ					
リ蓄電池の場合	合はこの限りでない。		y	「蓄電池の場合	合はこの限りで	ない。		
第7節 新エネル・	ギー電源設備設置工		第7節	新エネルニ	ギー電源設備	<b>備設置工</b>		
				│   4-3-7-1 太陽光発電設備据付				
太陽光発電設備の	太陽光発電設備の据付について以下に示すほかは、第3編第4章3-4-3-3 各							
種設備等の据付の規	見定による。		種設備等の据付の規定による。					
(1) 太陽電池モ	ジュールの架台は、発電所の場合は	は「電気設備の技術基	(1)	太陽電池モ	ジュールの架で	台は、「発電用太陽電	池設備に関する技術基	法令改正に伴う記 載の変更

旧 令和4年版	新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	改定主旨・根拠
準の解釈第46条太陽電池発電所等の電線等の施設第2項または第3項」によるものとする。また、小出力発電設備の場合は「電気設備の技術基準の解釈第200条小出力発電設備の施設第2項」によるものとする。	準の解釈」によるものとする。	
第7章 道路照明設備	第7章 道路照明設備	
第2節 道路照明設備設置工	第2節 道路照明設備設置工	
<ul> <li>4-7-2-1 道路照明灯設置</li> <li>1. 一般事項</li> <li>(4) 照明器具の落下防止対策は、照明器具と照明ポール等とをワイヤロープ等で接続するものとし、器具側の落下防止ワイヤ固定部は、緩み止め処置等を行うものする。</li> </ul>	<ul> <li>4-7-2-1 道路照明灯設置</li> <li>1. 一般事項</li> <li>(4) 照明器具の落下防止対策は、照明器具と照明ポール等とをワイヤロープ等で接続するものとし、器具側の落下防止用ワイヤロープ固定部は、緩み止め処置等を行うものする。</li> </ul>	誤記訂正
第8章 トンネル照明設備	第8章 トンネル照明設備	
第4節 地下道照明設備設置工	第4節 地下道照明設備設置工	
4-8-4-1 地下道照明器具設置 2. 器具の取付け及び接続 (新規追加)	4-8-4-1 地下道照明器具設置 2. 器具の取付け及び接続 (11) 照明器具の落下防止対策を行う場合は、第3編3-4-4-4器材の落下 防止の規定によるものとする。	施工方法の追記
第9章 施設照明設備	第9章 施設照明設備	
第5節 公園照明設備設置工	第5節 公園照明設備設置工	
4-9-5-1 照明灯器具取付(屋内) 1. 照明器具取付 (新規追加)	4-9-5-1 照明灯器具取付(屋内) 1. 照明器具取付 (7) 照明器具の落下防止対策を行う場合は、第3編3-4-4-4器材の落下防止の規定によるものとする。	施工方法の追記

旧 令和4年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
第5編 通信設備編 第1章 総 則 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。国土交通省 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案)(令和3年3月)国土交通省 通信鉄塔設計要領 (平成25年3月)経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令(令和2年5月)経済産業省 電気設備の技術基準の解釈 (平成30年10月)日本建築学会 鋼構造許容応力度設計規準 (2019年10月)日本建築学会 各種合成構造設計指針・同解説 (2010年11月)日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 (令和元年9月)建設電気技術協会 電気通信設備据付標準図集 (平成31年4月)	第5編 通信設備編 第1章 総 則 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準 類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に 従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 国土交通省 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案) (令和5年3月) 国土交通省 遺信鉄塔設計要領 (平成25年3月) 経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令 (令和4年10月) 経済産業省 電気設備の技術基準の解釈 (平成30年10月) 日本建築学会 鋼構造許容応力度設計規準 (2019年10月) 日本建築学会 各種合成構造設計指針・同解説 (2010年11月) 日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 (令和元年9月) 建設電気技術協会 電気通信設備据付標準図集 (平成31年4月)	
第20章 通信鉄塔・反射板設備 第3節 通信用鉄塔設置工 5-20-3-1 通信用鉄塔架設 5. ボルト締付けは、以下によるものとする。	第20章 通信鉄塔 - 反射板設備 第3節 通信用鉄塔設置工 5-20-3-1 通信用鉄塔架設 5. ボルト締付けは、以下によるものとする。	
(1) 主柱材及び主な応力材継手ボルト	(1) 高力ボルト ボルトの注油は厳禁とし、トルクレンチにより一定のトルクの値	部材について記載

	が <b>4 事 大 版</b> T	74 2 2 2 10 110
旧令和4年版	新朱書き修正	改定主旨・根拠
ボルトの注油は厳禁とし、トルクレンチにより一定のトルクの値 まで一次締付けを行い、被締付材に淡色系塗料(白色)でマーキン	まで一次締付けを行い、被締付材に淡色系塗料(白色)でマーキングを行うものとする。本締めは、一次締めマーキング位置より、ナ	
グを行うものとする。本締めは、一次締めマーキング位置より、ナ		
ットを120°回転させるものとする。(公差±30°内)	本締完了後、ボルト部においては、目視によるボルト、ナットの緩	久 · Yi hu
	み確認用として、ボルト、ナット、座金及び主部材に連続したマー	
	キング(合いマーク)を仮締め時と異なる淡色系塗料にて施工する	
	ものとする。	
	なお、合いマークの施工は、通信鉄塔及び反射板用普通ボルト合	
	いマーク施工要領(案)(通信用鉄塔及び反射板定期点検要領(案)	
	国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室監修 別編)による。	dep 4.4.)
(3) その他のボルト	(3) 中ボルト	部材について記載
ボルト締め付け作業前に注油し、一定のトルクの値まで本締めを行	ボルト締め付け作業前に注油し、一定のトルクの値まで本締めを行	
い、被締付材が密着していることを確認し、濃色系塗料(赤色又は黒色	い、被締付材が密着していることを確認し、濃色系塗料(赤色又は黒色	
等)によりマーキングを行うものとする。	等)によりマーキングを行うものとする。	
4) (cx ) · · · ( > / E   ) O · / C ; O ·		
	第4節 反射板設置工	
第4節 反射板設置工	5-20-4-1 反射板架設	
-20-4-1 反射板架設	4. 主材及び主な応力材継手ボルトは、本締完了後、ボルト部においては、目	条文追加
(新規追加)	視によるボルト、ナットの緩み確認用として、ボルト、ナット、座金及び主	
	部材に連続したマーキング(合いマーク)を淡色系塗料にて施工するものと	
	する。	
	なお、合いマークの施工は、通信鉄塔及び反射板用普通ボルト合いマーク	
	施工要領(案)(通信用鉄塔及び反射板定期点検要領(案) 国土交通省大臣	
	官房技術調査課電気通信室監修 別編)による。	
	第6編 電子応用設備編	
第6編 電子応用設備編	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
第1章 総 則	第1章 総 則	
カ l <del>イ</del>	第2節 適用すべき諸基準	
第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準	

		电双地旧欧洲工艺八				DATO TO O	
	旧 令和4年版			新	朱書き修正		改定主旨・根拠
受注者は、設計図書	<b>ま</b> において特に定めのない事項につ	いては、以下の基準	類による。これにより				
類による。これにより	) 難い場合は、監督職員の <b>承諾</b> を役	导なければならない。	なお、基準類と設計				
なお、基準類と設計	<b>十図書</b> に相違がある場合は、原則と	して設計図書の規定	に従うものとし、疑い				
に従うものとし、疑い	義がある場合は監督職員と <b>協議</b> し	なければならない。	国土交通省	電気通信設備	青工事施工管理基準,	及び規格値(案)	
国土交通省	電気通信設備工事施工管理基準及	及び規格値 (案)				(令和4年3月)	諸法令の改定にと もなう変更
		(令和3年3月)	経済産業省	電気設備に関	引する技術基準を定る	める省令	
経済産業省	電気設備に関する技術基準を定め	かる省令				(令和4年10月)	
		(令和2年5月)	経済産業省	電気設備の技	支術基準の解釈	(平成30年10月)	
経済産業省	電気設備の技術基準の解釈	(平成30年10月)	日本建築学会	鋼構造許容応	5力度設計規準	(2019年10月)	
日本建築学会	鋼構造許容応力度設計規準	(2019年10月)	日本建築学会	各種合成構造	<b>造設計指針・同解説</b>	(2010年11月)	
日本建築学会	各種合成構造設計指針 • 同解説	(2010年11月)	建設電気技術協会	電気通信設備	f据付標準図集	(平成31年4月)	
建設電気技術協会	電気通信設備据付標準図集	(平成31年4月)					
第2節 各種情報設 6-2-2-1 <del>19インチ汎用</del> ラック		容する機器の質量は、	第2節 各種情報設 6-2-2-1 ラック	備設置工	種情報設備	ク・架台の最大搭載質	字句の整理
				第7章	CCTV設備		
	第7章 CCTV設備		第3節 CCTV装置設	置工			
第3節 CCTV装置設	置工		6-7-3-1 CCTV装置据付				
6-7-3-1 CCTV装置据付			1. カメラ装置据付				
1. カメラ装置据付			カメラ装置の据付に	こついて以下に	示すほかは、第3編	ā3-4-3-3 各種設備等	
カメラ装置の据付に	こついて以下に示すほかは、第3編	3-4-3-3 各種設備等	の据付の規定による。				
の据付の規定による。			(3) カメラ装置は	、カメラ支柱	または架台とカメラ	ラ装置間をワイヤロー	
(3) カメラ装置は	、カメラ支柱または架台とカメラ	装置間をワイヤロー	プ等で接続する	ものとし、落っ	下防止対策を講ずる	ものとする。	
プ等で接続する	ものとし、落下防止対策を講ずる	ものとする。	ただし、本体	構造による落	下防止対策の実施が	が <b>確認</b> できるCCTV設備	

电风遮旧欧洲工事大遮住冰		
旧 令和4年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
ただし、本体構造による落下防止対策の実施が確認できるCCTV設備	においてはワイヤロープ等による対策は求めない。	
においてはワイヤロープ等による対策は求めない。	ワイヤロープ等は、第3編3-4-3-4 各種設備の落下防止の規定によ	
ワイヤロープ等は、第3編3-4-3-4 各種設備の落下防止の規定によ	る。	
る。	落下防止用ワイヤロープ等は、カメラ装置落下にともなう荷重に耐	誤記訂正
遊下防止ロイヤダけ カメラ壮器遊下にしたから芸重に耐ったれる	えられる強度とする。	

落下防止ワイヤ等は、カメラ装置落下にともなう荷重に耐えられる 強度とする。

## 電気通信設備工事共通仕様書 付表

## 日本産業規格(JIS)

規格番号	規 格 名 称	最新改定年月日
JIS A 4201	建築物等の雷保護	2003/7/8
JIS A 5001	道路用砕石	2008/3/20
JIS A 5005	コンクリート用砕石及び砕砂	2020/10/20
JIS A 5006	割ぐり石	1995/2/1
JIS A 5008	舗装用石灰石粉	2008/3/20
JIS A 5011-1	コンクリート用スラグ骨材	2018/1/22
JIS A 5011−2∼3	コンクリート用スラグ骨材	2016/04/20
JIS A 5011-4	コンクリート用スラグ骨材	2018/01/22
JIS A 5011-5	コンクリート用スラグ骨材	2020/10/20
JIS A 5015	道路用鉄鋼スラグ	2018/12/20
JIS A 5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品	2016/4/20
JIS A 5373	プレキャストプレストレスコンクリート製品	2016/4/20
JIS A 5525	鋼管ぐい	2019/3/20
JIS A 5526	H形鋼ぐい	2011/2/21
JIS A 5528	熱間圧延鋼矢板	2021/2/22
JIS A 5530	鋼管矢板	2019/3/20
JIS B 1180	六角ボルト	2014/4/21
JIS B 1181	六角ナット	2014/4/21
JIS B 1186	摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット	2013/6/20
JIS C 0448	表示装置(表示部)及び操作機器(操作部)のための色 及び補助手段に関する規準	1997/11/20

## 電気通信設備工事共通仕様書 付表

## 日本産業規格(JIS)

規格番号	規格名称	最新改定年月日	
JIS A 4201	建築物等の雷保護	2003/7/8	
JIS A 5001	道路用砕石	2008/3/20	
JIS A 5005	コンクリート用砕石及び砕砂	2020/10/20	
JIS A 5006	割ぐり石	1995/2/1	
JIS A 5008	舗装用石灰石粉	2008/3/20	
JIS A 5011-1	コンクリート用スラグ骨材一第1部:高炉スラグ骨材	2018/1/22	制・改定日確認 以下同様
JIS A 5011-2	コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラ グ骨材	2016/04/20	SA FIRSTIAL
JIS A 5011-3	コンクリート用スラグ骨材ー第3部:銅スラグ骨材	2016/04/20	
JIS A 5011-4	コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨 材	2018/01/22	
JIS A 5011-5	コンクリート用スラグ骨材-第5部:石炭ガス化スラグ骨 材	2020/10/20	
JIS A 5015	道路用鉄鋼スラグ	2018/12/20	
JIS A 5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品	2016/4/20	
JIS A 5373	プレキャストプレストレスコンクリート製品	2016/4/20	
JIS A 5525	鋼管ぐい	2019/3/20	
JIS A 5526	H形鋼ぐい	2022/3/22	
JIS A 5528	熱間圧延鋼矢板	2021/2/22	
JIS A 5530	鋼管矢板	2019/3/20	
JIS B 1180	六角ボルト	2014/4/21	
JIS B 1181	六角ナット	2014/4/21	
JIS B 1186	摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット	2013/6/20	

旧 令和4年版			新 朱書き修正		改定主旨・根拠	
JIS C 0920	電気機械器具の外郭による保護等級 (IP コード)	2003/7/20	JIS C 0448	表示装置(表示部)及び操作機器(操作部)のための色	1997/11/20	
JIS C 2336	電気絶縁用ポリ塩化ビニル粘着テープ	2012/7/20	315 0 0110	及び補助手段に関する規準	1001/11/20	
JIS C 2804	圧縮端子	1995/3/1	JIS C 0920	電気機械器具の外郭による保護等級 (IP コード)	2003/7/20	
JIS C 2805	銅線用圧着端子	2010/10/20	JIS C 2336	電気絶縁用ポリ塩化ビニル粘着テープ	2012/7/20	
JIS C 2806	銅線用裸圧着スリーブ	2003/6/20	JIS C 2804	圧縮端子	1995/3/1	
JIS C 2810	屋内配線用電線コネクタ通則-分離不能形	1995/2/1	JIS C 2805	銅線用圧着端子	2010/10/20	
JIS C 2813	屋内配線用差込形電線コネクタ	2009/2/20	JIS C 2806	銅線用裸圧着スリーブ	2003/6/20	
TTC C 0014 0 4	家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具-第 2-4	2000/2/20	JIS C 2810	屋内配線用電線コネクタ通則-分離不能形	1995/2/1	
JIS C 2814-2-4	部:ねじ込み形接続器具の個別要求事項	2009/3/20	JIS C 2813	屋内配線用差込形電線コネクタ	2009/2/20	
JIS C 3101	電気用硬銅線—(11)—	1994/7/1	JIS C 2814-2-4	家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具-第2-4	2009/3/20	
JIS C 3102	電気用軟銅線—(A)	1984/1/1	310 0 2011 2 1	部:ねじ込み形接続器具の個別要求事項	2000, 0, 20	
JIS C 3105	硬銅より線	1994/7/1	JIS C 3101	電気用硬銅線	1994/7/1	
JIS C 3109	硬アルミニウムより線	1994/7/1	JIS C 3102	電気用軟銅線	1984/1/1	
JIS C 3306	ビニルコード	2000/12/20	JIS C 3105	硬銅より線	1994/7/1	
JIS C 3307	600V ビニル絶縁電線(IV)	2000/12/20	JIS C 3109	硬アルミニウムより線	1994/7/1	
JIS C 3312	600V ビニル絶縁ビニルキャブタイヤケーブル	2000/12/20	JIS C 3306	ビニルコード	2000/12/20	
JIS C 3316	電気機器用ビニル絶縁電線	2008/12/20	JIS C 3307	600V ビニル絶縁電線(IV)	2000/12/20	
JIS C 3317	600V 二種ビニル絶縁電線 (HIV)	2000/12/20	JIS C 3312	600V ビニル絶縁ビニルキャブタイヤケーブル	2000/12/20	
JIS C 3327	600V ゴムキャブタイヤケーブル	2000/12/20	JIS C 3316	電気機器用ビニル絶縁電線	2008/12/20	
JIS C 3340	屋外用ビニル絶縁電線(OW)	2000/12/20	JIS C 3317	600V 二種ビニル絶縁電線(HIV)	2000/12/20	
JIS C 3341	引込用ビニル絶縁電線(DV)	2000/12/20	JIS C 3327	600V ゴムキャブタイヤケーブル	2000/12/20	
JIS C 3342	600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV)	2012/2/20	JIS C 3340	屋外用ビニル絶縁電線(OW)	2000/12/20	
JIS C 3401	制御用ケーブル	2002/11/20	JIS C 3341	引込用ビニル絶縁電線(DV)	2000/12/20	
JIS C 3501	高周波同軸ケーブル (ポリエチレン絶縁編組形)	2009/12/21	JIS C 3342	600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル(VV)	2012/2/20	
JIS C 3502	テレビジョン受信用同軸ケーブル	2020/2/20	JIS C 3401	制御用ケーブル	2022/2/21	
JIS C 3503	CATV用(給電兼用)アルミニウムパイプ形同軸ケーブル	2020/2/20	JIS C 3501	高周波同軸ケーブル (ポリエチレン絶縁編組形)	2009/12/21	
JIS C 3605	600V ポリエチレンケーブル	2002/11/20	JIS C 3502	テレビジョン受信用同軸ケーブル	2020/2/20	
JIS C 3606	高圧架橋ポリエチレンケーブル	2003/6/20	JIS C 3503	CATV用(給電兼用)アルミニウムパイプ形同軸ケーブル	2020/2/20	
JIS C 3609	高圧引下用絶縁電線	2000/12/20	JIS C 3605	600V ポリエチレンケーブル	2022/5/20	
JIS C 3651	ヒーティング施設の施工方法	2014/11/20	JIS C 3606	高圧架橋ポリエチレンケーブル	2022/8/22	
JIS C 3652	電力用フラットケーブルの施工方法	1993/7/1	JIS C 3609	高圧引下用絶縁電線	2000/12/20	
JIS C 3653	電力用ケーブルの地中埋設の施工方法	2004/3/20	JIS C 3651	ヒーティング施設の施工方法	2014/11/20	
JIS C 3821	高圧ビンがいし	1992/11/1	JIS C 3652	電力用フラットケーブルの施工方法	1993/7/1	
JIS C 3824	高圧がい管	1992/11/1	JIS C 3653	電力用ケーブルの地中埋設の施工方法	2004/3/20	

旧 令和4年版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠
JIS C 3826	高圧耐張がいし	1994/3/1	JIS C 3821	高圧ビンがいし	1992/11/1	
JIS C 3832	玉がいし	1995/1/1	JIS C 3824	高圧がい管	1992/11/1	
JIS C 3844	低圧ピンがいし	1995/1/1	JIS C 3826	高圧耐張がいし	1994/3/1	
JIS C 3845	低圧引留がいし	1995/1/1	JIS C 3832	玉がいし	1995/1/1	
			JIS C 3844	低圧ピンがいし	1995/1/1	
JIS C 5381-12	低圧サージ防護デバイス-第12部:低圧配電システムに接続する低圧サージ防護デバイスの選定及び適用基準	2021/10/20	JIS C 3845	低圧引留がいし	1995/1/1	
JIS C 5410	高周波同軸 コネクタ通則	1991/8/1		低圧サージ防護デバイスー第 12 部:低圧配電システムに		
JIS C 5411	高周波同軸 C01 形コネクタ	1995/11/1	JIS C 5381-12	接続する低圧サージ防護デバイスの選定及び適用基準	2021/10/20	
JIS C 5412	高周波同軸 CO2 形コネクタ	1995/11/1	JIS C 5410-1	高周波同軸コネクタ通則-第1部:品目別通則-一般要	2021/2/22	
JIS C 5413	高周波同軸 C03 形コネクタ	1995/11/1	710 0 0410 1	求事項及び測定方法	2021/2/22	
JIS C 5414	高周波同軸 C04 形コネクタ	1995/11/1	JIS C 5411	高周波同軸 C01 形コネクタ	1995/11/1	
JIS C 5415	高周波同軸 C05 形コネクタ	1995/11/1	JIS C 5412	高周波同軸 CO2 形コネクタ	1995/11/1	
JIS C 5419	高周波同軸 C11 形コネクタ	1995/11/1	JIS C 5413	高周波同軸 CO3 形コネクタ	1995/11/1	
JIS C 5962	光ファイバコネクタ通則	2018/2/20	JIS C 5414	高周波同軸 CO4 形コネクタ	1995/11/1	
	光ファイバコネクタかん合標準-第4部:SC 形光ファイ		JIS C 5415	高周波同軸 C05 形コネクタ	1995/11/1	
JIS C 5964-4	バコネクタ類 (F04 形)	2014/3/20	JIS C 5419	高周波同軸 C11 形コネクタ	1995/11/1	
JIS C 5964-13	光ファイバコネクタかん合標準-第13部:FC-PC形光フ	2015/3/20	JIS C 5962	光ファイバコネクタ通則	2018/2/20	
J10 C 0304 10	ァイバコネクタ類 (F01 形)	2010/ 3/ 20	JIS C 5964-4	光ファイバコネクタかん合標準-第4部:SC形光ファイ	2014/3/20	
JIS C 5964-20	光ファイバコネクタかん合標準-第20部:LC形光ファイ	2015/3/20	J13 C 3904-4	バコネクタ類(F04 形)	2014/ 3/ 20	
JIS C 5970	バコネクタ類 F01 形単心光ファイバコネクタ (FC コネクタ)	2015/3/20	JIS C 5964-13	光ファイバコネクタかん合標準-第13部:FC-PC形光ファイバコネクタ類 (F01形)	2015/3/20	
JIS C 5973	F04 形光ファイバコネクタ (SC コネクタ)	2013/3/20		光ファイバコネクタ かん合標準 - 第 20 部:LC 形光ファイ		
JIS C 6575-1	ミニチュアヒューズ	2014/3/20	JIS C 5964-20	バコネクタ類	2015/3/20	
JIS C 6575-1	ミニチュアヒューズ	2016/1/20	JIS C 5970	F01 形単心光ファイバコネクタ (FC コネクタ)	2015/3/20	
J15 C 6575-2	\(\begin{align*}	2016/3/22	JIS C 5973	F04 形光ファイバコネクタ (SC コネクタ)	2014/3/20	
JIS C 6575-3∼4	ミニチュアヒューズ	2016/1/20	JIS C 6575-1	ミニチュアヒューズー第1部:ミニチュアヒューズに関 する用語及びミニチュアヒューズリンクに対する通則	2016/1/20	
JIS C 6820	光ファイバ通則	2018/2/20	JIS C 6575-2	ミニチュアヒューズー第2部:管形ヒューズリンク	2016/3/22	
JIS C 6830	光ファイバコード	1998/2/20	J13 C 0070 Z	ミニチュアヒューズー第3部:サブミニチュアヒューズ	2010/3/22	
JIS C 6831	光ファイバ心線	2001/8/20	JIS C 6575-3	リンク	2016/1/20	
JIS C 6832	石英系マルチモード光ファイバ素線	2019/3/20		ミニチュアヒューズー第4部:UMヒューズリンク (U		
JIS C 6835	石英系シングルモード光ファイバ素線	2017/10/20	JIS C 6575-4	MF)並びにその他の端子挿入形及び表面実装形ヒュー	2016/1/20	
JIS C 6838	テープ形光ファイバ心線	2020/8/20		ズリンク		C6839(22/2/21廃)
<del>JIS C 6839</del>	屋内用テープ形光ファイバコード	2008/1/20	JIS C 6820	光ファイバ通則	2018/2/20	

	旧 令和4年版			新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
JIS C 6841	光ファイバ心線融着接続方法	1999/7/20	JIS C 6830	光ファイバコード	1998/2/20		
JIS C 7516	表示用電球	1992/3/1	JIS C 6831	光ファイバ心線	2001/8/20		
JIS C 7601	蛍光ランプ (一般照明用)	2010/5/20	JIS C 6832	石英系マルチモード光ファイバ素線	2019/3/20		
JIS C 7604	高圧水銀ランプ-性能規定	2006/11/20	JIS C 6835	石英系シングルモード光ファイバ素線	2017/10/20		
JIS C 7606	ネオンランプ	1985/1/1	JIS C 6838	テープ形光ファイバ心線	2020/8/20		
JIS C 7610	低圧ナトリウムランプ	1991/10/1	JIS C 6841	光ファイバ心線融着接続方法	1999/7/20		
JIS C 7612	照度測定方法	1985/11/1	JIS C 7516	表示用電球	1992/3/1		
JIS C 7621	高圧ナトリウムランプ-性能仕様	2011/12/20	JIS C 7601	蛍光ランプ (一般照明用)	2010/5/20		
JIS C 7623	メタルハライドランプ-性能仕様	2019/4/22	JIS C 7604	高圧水銀ランプ-性能規定	2006/11/20		
JIS C 7709-1	電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・	2020/03/23	JIS C 7606	ネオンランプ	1985/1/1		
J13 C 1109 1	安全性 第1部 口金	2020/03/23	JIS C 7610	低圧ナトリウムランプ	1991/10/1		
JIS C 7710	電球類ガラス管球の形式の表し方	1988/3/1	JIS C 7612	照度測定方法	1985/11/1		
JIS C 8105-1	照明器具一第1部:安全性要求事項通則	2017/3/21	JIS C 7621	高圧ナトリウムランプ-性能仕様	2011/12/20		
JIS C 8105-2-2	照明器具-第2-2部:埋込み形照明器具に関する安全性	2014/12/22	JIS C 7623	メタルハライドランプ-性能仕様	2019/4/22		
	要求事項		JIS C 7709-1	電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・	2022/03/22		
JIS C 8105-2-3	照明器具-第2-3部:道路及び街路照明器具に関する安	2011/9/20	J13 C 7703 1	安全性 第1部 口金	2022/00/22		
JIS C 8105-2-5	全性要求事項 照明器具-第2-5部:投光器に関する安全性要求事項	2017/3/21	JIS C 7710	電球類ガラス管球の形式の表し方	1988/3/1		
JIS C 8105-3	照明器具一第3部:性能要求事項通則	2011/12/20	JIS C 8105-1	照明器具一第1部:安全性要求事項通則	2021/12/20		
JIS C 8106	施設用 LED 照明器具・施設用蛍光灯器具	2015/10/20	JIS C 8105-2-2	照明器具-第2-2部:埋込み形照明器具に関する安全性	2014/12/22		
JIS C 8108	蛍光灯安定器	2008/7/20		要求事項			
JIS C 8110	放電灯安定器(蛍光灯を除く)	2008/12/20	JIS C 8105-2-3	照明器具-第 2-3 部:道路及び街路照明器具に関する安全性要求事項	2011/9/20		
JIS C 8113	投光器の性能要求事項	2015/10/20	JIS C 8105-2-5	照明器具-第 2-5 部:投光器に関する安全性要求事項	2017/3/21		
JIS C 8117	蛍光灯電子安定器	2008/10/20	JIS C 8105-3	照明器具一第3部:性能要求事項通則	2011/12/20		
JIS C 8131	道路照明器具	2013/11/20	JIS C 8106	施設用 LED 照明器具・施設用蛍光灯器具	2015/10/20		
JIS C 8153	LED モジュール用制御装置-性能要求事項	2015/10/20	JIS C 8108	<b>蛍光灯安定器</b>	2008/7/20		
JIS C 8154	一般照明用 LED モジュールー安全仕様	2015/10/20	JIS C 8110	放電灯安定器(蛍光灯を除く)	2008/12/20		
JIS C 8155	一般照明用 LED モジュールー性能要求事項	2019/3/20	JIS C 8113	投光器の性能要求事項	2015/10/20		
JIS C 8201-1	  低圧開閉装置及び制御装置-第1部:通則	2020/3/23	JIS C 8117	<b>蛍光灯電子安定器</b>	2008/10/20		
	低圧開閉装置及び制御装置一第 2-1 部:回路遮断器(配		JIS C 8131	道路照明器具	2013/11/20		
JIS C 8201-2-1	線用遮断器及びその他の遮断器)	2021/9/21	JIS C 8153	LED モジュール用制御装置-性能要求事項	2015/10/20		
JIS C 8201-2-2	低圧開閉装置及び制御装置―第 2-2 部:漏電遮断器	2021/9/21	JIS C 8154	一般照明用 LED モジュールー安全仕様	2015/10/20		
JIS C 8201-4-1	低圧開閉装置及び制御装置―第 4-1 部:接触器及びモー	2020/3/23	JIS C 8155	一般照明用 LED モジュールー性能要求事項	2019/3/20		
310 0 0201 4 1	タスタータ:電気機械式接触器及びモータスタータ	2020/0/20	JIS C 8201-1	  低圧開閉装置及び制御装置-第1部:通則	2020/3/23		

旧 令和4年版			新朱書き修正			改定主旨・根拠
JIS C 8201-5-1	圧開閉装置及び制御装置一第5部:制御回路機器及び開 閉素子- <del>第1節:</del> 電気機械式制御回路機器	2010/10/20	JIS C 8201-2-1	低圧開閉装置及び制御装置一第 2-1 部:回路遮断器(配 線用遮断器及びその他の遮断器)	2021/9/21	
JIS C 8269-1	低電圧ヒューズー第1部:通則	2016/4/20	JIS C 8201-2-2	低圧開閉装置及び制御装置一第 2-2 部:漏電遮断器	2021/9/21	
JIS C 8305	鋼製電線管	2019/3/20	TIC C 0901 4 1	低圧開閉装置及び制御装置一第 4-1 部:接触器及びモー	2020/2/22	
JIS C 8309	金属製可とう電線管	2019/3/20	JIS C 8201-4-1	タスタータ:電気機械式接触器及びモータスタータ	2020/3/23	
JIS C 8314	配線用筒形ヒューズ	2015/3/20	JIS C 8201-5-1	低圧開閉装置及び制御装置一第 5-1 部:制御回路機器及	2022/10/20	
JIS C 8319	配線用栓形ヒューズ	2016/2/22		び開閉素子-電気機械式制御回路機器		
JIS C 8330	金属製電線管用の附属品	1999/4/20	JIS C 8269-1	低電圧ヒューズー第1部:通則	2016/4/20	
JIS C 8340	電線管用金属製ボックス及びボックスカバー	1999/4/20	JIS C 8305	鋼製電線管	2019/3/20	
JIS C 8350	金属製可とう電線管用附属品	1999/4/20	JIS C 8309	金属製可とう電線管	2019/3/20	
JIS C 8352	配線用ヒューズ通則	2015/3/20	JIS C 8314	配線用筒形ヒューズ	2015/3/20	
JIS C 8360	リモコンリレー及びリモコンスイッチ	1984/3/1	JIS C 8319	配線用栓形ヒューズ	2016/2/22	
JIS C 8361	リモコン変圧器	1984/3/1	JIS C 8330	金属製電線管用の附属品	1999/4/20	
JIS C 8380	ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管	2009/5/20	JIS C 8340	電線管用金属製ボックス及びボックスカバー	1999/4/20	
JIS C 8411	合成樹脂製可とう電線管	2019/3/20	JIS C 8350	金属製可とう電線管用附属品	1999/4/20	
JIS C 8412	合成樹脂製可とう電線管用附属品	2019/3/20	JIS C 8352	配線用ヒューズ通則	2015/3/20	
JIS C 8425	屋内配線用合成樹脂線で(樋)	1984/3/1	JIS C 8360	リモコンリレー及びリモコンスイッチ	1984/3/1	
JIS C 8430	硬質ポリ塩化ビニル電線管	2019/3/20	JIS C 8361	リモコン変圧器	1984/3/1	
JIS C 8432	硬質ポリ塩化ビニル電線管用附属品	2019/3/20	JIS C 8380	ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管	2009/5/20	
JIS C 8435	合成樹脂製ボックス及びボックスカバー	2018/2/20	JIS C 8411	合成樹脂製可とう電線管	2019/3/20	
JIS C 8480	キャビネット形分電盤	2016/1/20	JIS C 8412	合成樹脂製可とう電線管用附属品	2019/3/20	
JIS C 61810-1	電磁式エレメンタリ リレーー第1部:一般及び安全性	2020/3/23	JIS C 8425	屋内配線用合成樹脂線び(樋)	1984/3/1	
310 0 01010 1	要求事項	2020/ 0/ 20	JIS C 8430	硬質ポリ塩化ビニル電線管	2019/3/20	
JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	2020/12/21	JIS C 8432	硬質ポリ塩化ビニル電線管用附属品	2019/3/20	
JIS G 3106	溶接構造用圧延鋼材	2020/12/21	JIS C 8435	合成樹脂製ボックス及びボックスカバー	2022/5/20	
JIS G 3109	PC 鋼棒	2020/8/20	JIS C 8480	キャビネット形分電盤	2016/1/20	
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	2020/4/20	JIS C 61810-1	電磁式エレメンタリ リレー-第1部:一般及び安全性	2020/3/23	
JIS G 3114	溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	2016/2/22		要求事項		
JIS G 3125	高耐候性圧延鋼材	2021/3/22	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	2022/5/20	
JIS G 3131	熱間圧延軟鋼板及び鋼帯	2018/8/20	JIS G 3106	溶接構造用圧延鋼材	2022/5/20	
JIS G 3350	一般構造用軽量形鋼	2021/4/20	JIS G 3109	PC 鋼棒	2020/8/20	
JIS G 3444	一般構造用炭素鋼鋼管	2021/2/22	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	2020/4/20	
JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	2019/6/20	JIS G 3114	溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	2022/3/22	
JIS G 3454	压力配管用炭素鋼鋼管 (E)	2019/3/20	JIS G 3125	高耐候性圧延鋼材	2021/3/22	

	旧 令和4年版			新 朱書き修正		改定主旨・根拠
JIS G 3457	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	2020/12/21	JIS G 3131	熱間圧延軟鋼板及び鋼帯	2018/8/20	
JIS G 3459	配管用ステンレス鋼管	2021/4/20	JIS G 3350	一般構造用軽量形鋼	2021/4/20	
JIS G 3466	一般構造用角形鋼管	2021/2/22	JIS G 3444	一般構造用炭素鋼鋼管	2021/2/22	
JIS G 3469	ポリエチレン被覆鋼管	2016/4/20	JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	2019/6/20	
JIS G 3502	ピアノ線材	2019/11/20	JIS G 3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	2019/3/20	
JIS G 3506	硬鋼線材	2017/2/20	JIS G 3457	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	2020/12/21	
JIS G 3525	ワイヤロープ	2013/11/20	JIS G 3459	配管用ステンレス鋼管	2021/4/20	
JIS G 3532	鉄 線	2011/2/21	JIS G 3466	一般構造用角形鋼管	2021/2/22	
JIS G 3536	PC鋼線及びPC鋼より線	2014/2/20	JIS G 3469	ポリエチレン被覆鋼管	2016/4/20	
JIS G 3537	亜鉛めっき鋼より線	2011/9/20	JIS G 3502	ピアノ線材	2019/11/20	
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	2021/5/20	JIS G 3506	硬鋼線材	2017/2/20	
JIS G 3552	ひし形金網	2011/2/21	JIS G 3525	ワイヤロープ	2013/11/20	
JIS G 4305	冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯	2021/3/22	JIS G 3532	鉄 線	2011/2/21	
JIS G 4309	ステンレス鋼線	2013/2/20	JIS G 3536	PC鋼線及びPC鋼より線	2014/2/20	
JIS H 3100	銅及び銅合金の板及び条	2018/3/20	JIS G 3537	亜鉛めっき鋼より線	2011/9/20	
JIS H 4100	アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材	2015/11/20	JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	2021/5/20	
JIS H 8641	溶融亜鉛めっき	2021/12/20	JIS G 3552	ひし形金網	2011/2/21	
JIS K 2208	石油アスファルト乳剤	2009/2/20	JIS G 4305	冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯	2021/3/22	
JIS K 5633	エッチングプライマー	2010/5/20	JIS G 4309	ステンレス鋼線	2013/2/20	
JIS K 6741	硬質ポリ塩化ビニル管	2016/10/20	JIS H 3100	銅及び銅合金の板及び条	2018/3/20	
JIS R 5210	ポルトランドセメント	2019/3/20	JIS H 4100	アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材	2022/12/20	
JIS R 5211	高炉セメント	2019/3/20	JIS H 8641	溶融亜鉛めっき	2021/12/20	
JIS R 5212	シリカセメント	2019/3/20	JIS K 2208	石油アスファルト乳剤	2009/2/20	
JIS R 5213	フライアッシュセメント	2019/3/20	JIS K 5633	エッチングプライマー	2010/5/20	
	life I life to me the control of the		JIS K 6741	硬質ポリ塩化ビニル管	2016/10/20	
JIS X 5150-1~2	構内情報配線システム	2016/2/22	JIS R 5210	ポルトランドセメント	2019/3/20	
JIS Z 1506	外装用段ボール箱	2003/9/20	JIS R 5211	高炉セメント	2019/3/20	
JIS Z 3801	手溶接技術検定における試験方法及び判定基準	2018/12/20	JIS R 5212	シリカセメント	2019/3/20	
JIS Z 3841	半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準	2018/12/20	JIS R 5213	フライアッシュセメント	2019/3/20	
JIS Z 9290-1	雷保護-第1部:一般原則	2014/12/25	JIS X 5150-1	汎用情報配線設備-第1部:一般要件	2021/05/20	
JIS Z 9290-3	雷保護-第3部:建築物等への物的損傷及び人命の危険	2019/6/28	JIS X 5150-2	汎用情報配線設備一第2部:オフィス施設	2021/05/20	
JIS Z 9290-4	雷保護-第4部:建築物内の電気及び電子システム	2016/9/20	JIS Z 1506	外装用段ボール箱	2003/9/20	
<u> </u>	1		JIS Z 3801	手溶接技術検定における試験方法及び判定基準	2018/12/20	

旧 令和4年版				新 朱書き修正		改定主旨・根拠
			JIS Z 3841	半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準	2018/12/20	
			JIS Z 9290-1	雷保護-第1部:一般原則	2014/12/25	
			JIS Z 9290-3	雷保護-第3部:建築物等への物的損傷及び人命の危険	2019/6/28	
			JIS Z 9290-4	雷保護-第4部:建築物内の電気及び電子システム	2016/9/20	
日本電機工業会	会標準規格(JEM)					廃止。
規格番号	規格名称	最新改定年月日				(2022.12.16更
<del>JEM 1038</del>	交流電磁接触器	1990/5/10				新)
<del>JEM 1293</del>	低圧限流ヒューズ通則	1995/8/31				廃止。 (2022.3.18)
						(=======
日本照明工業会	会規格		日本照明工業会			
規格番号	規格名称	最新改定年月日	規格番号	規格名称	最新改定年月日	
JEL 211	高周波点灯専用形蛍光ランプ (一般照明用)	2010/4/9	JEL 211	高周波点灯専用形蛍光ランプ(一般照明用)	2010/4/9	
JIL 1003	照明用ポール強度計算基準	2009/12/2	JIL 1003	照明用ポール強度計算基準	2009/12/2	
JIL 5002	埋込み形照明器具	2018/9/6	JIL 5002	埋込み形照明器具	2018/9/6	
JIL 5004	公共施設用照明器具(2016年版)	2018/12/18	JIL 5004	公共施設用照明器具(2021年版)	2021/12/1	
JIL 5501	非常用照明器具技術基準	2019/9/1	JIL 5501	非常用照明器具技術基準	2019/9/1	
JIL 5502	誘導灯器具及び避難誘導システム用装置技術基準	2018/3/13	JIL 5502	誘導灯器具及び避難誘導システム用装置技術基準	2018/3/13	
JIL 5505	積極避難誘導システム技術基準	1993/12/8	JIL 5505	積極避難誘導システム技術基準	1993/12/8	
電力用規格			電力用規格			
規格番号	規 格 名 称	最新改定年月日	規格番号	規格名称	最新改定年月日	
C-106	6600V 屋外用ポリエチレン絶縁電線 (OE)	1986/11	C-106	6600V 屋外用ポリエチレン絶縁電線(OE)	1986/11	
C-107	6600V 屋外用架橋ポリエチレン絶縁電線(OC)	1986/11	C-107	6600V 屋外用架橋ポリエチレン絶縁電線(0C)	1986/11	
日本電線工業会	会規格 (JCS)		日本電線工業会	規格 (JCS)		
規格番号	規格名称	最新改定年月日	規格番号	規格名称	最新改定年月日	
JCS 1226	軟銅より線	2003/7/1	JCS 1226	軟銅より線	2003/7/1	
JCS 1236	平編銅線	2001/8/1	JCS 1236	平編銅線	2001/8/1	
	1		JCS 3140	600V ポリエチレン絶縁電線	2002/9/1	

# 電気通信設備工事共通仕様書 新旧対照表

# 令和5年 3月

	旧 令和4年版			新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
JCS 3140	600V ポリエチレン絶縁電線	2002/9/1	JCS 4258	制御用ケーブル(遮へい付)(CVV-S)	2003/9/1	
JCS 4258	制御用ケーブル(遮へい付)(CVV-S)	2003/9/1	JCS 4271	マイクロホン用ビニルコード	2003/3	
JCS 4271	マイクロホン用ビニルコード	2003/3	JCS 4396	警報用ポリエチレン絶縁ケーブル	2014/7/2	
JCS 4396	警報用ポリエチレン絶縁ケーブル	2014/7/2	JCS 5224	市内対ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	2019/3/1	
JCS 5224	市内対ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	2019/3/1	JCS 5287	市内対ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル	2022/12/15	
JCS 5287	市内対ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル	2016/12/15	JCS 5402	着色識別ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	2019/3/1	
JCS 5402	着色識別ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	2019/3/1	JCS 5504	電子ボタン電話用ケーブル	2022/12/15	
JCS 5504	電子ボタン電話用ケーブル	2011/12/15	JCS 9068	屋内用通信電線(TIEV)	2019/3/27	
JCS 9068	屋内用通信電線(TIEV)	2014/3/27	JCS 9069	屋内用通信電線(TOEV-SS)	2019/3/1	
JCS 9069	屋内用通信電線(TOEV-SS)	2019/3/1	JCS 9070	通信用構内ケーブル(TKEV)	2019/6/28	
JCS 9070	通信用構内ケーブル (TKEV)	2019/6/28	JCS 9071	屋内用ボタン電話ケーブル(BTIEV)	2019/3/27	
JCS 9071	屋内用ボタン電話ケーブル(BTIEV)	2014/3/27	JCS 9072	着色識別星形ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブ	2019/3/1	
ICC 0070	着色識別星形ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブ	2010/2/1	JCS 9072	ル	2019/3/1	
JCS 9072	1L	2019/3/1	JCS 9073	SD ワイヤ	2019/10/31	
JCS 9073	SD ワイヤ	2019/10/31	【備考】	·		
	表は、電気通信設備工事共通仕様書で引用されている規格をまと 規格は、(一般社団法人)日本電気協会の電力用規	めたものです。	·	表は、電気通信設備工事共通仕様書で引用されている規格をまと 現格は、(一般社団法人)日本電気協会の電力用規格(電気事業連		<u>:</u>